

第3次北秋田市住生活基本計画

令和8年3月

北 秋 田 市

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画の対象区域	3
5. 国や県の動向	4
(1) 住生活基本計画（全国計画）の改定	4
(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律	5
(3) 住宅セーフティネット制度	5
(4) 秋田県住生活基本計画	6
6. 前計画の取組状況	7

第2章 北秋田市の住環境を取り巻く現況

1. 社会環境に関すること	8
(1) 広域的立地条件	8
(2) 歴史・沿革	9
(3) 市の気象状況	9
(4) 土地利用の状況	10
(5) 人口の分布状況	10
(6) 就業者及び通学者の状況	13
(7) 災害リスクの状況	14
2. 居住者に関すること	15
(1) 人口の推移	15
(2) 自然増減と社会増減	16
(3) 転入・転出者の状況	17
(4) 移住者の推移	17
(5) 世帯数の推移	18
(6) 高齢者のいる世帯数の推移	18
(7) 高齢者のみ世帯数の推移	19
(8) 子育て世帯の推移	20
(9) 世帯年収の推移	20

3. 住宅ストックに関すること	21
(1) 住宅数・空家数の推移	21
(2) 住宅の所有関係の推移	21
(3) 住宅の建築時期	22
(4) 建築時期別住宅の構造	23
(5) 住宅の構造の推移	23
(6) 省エネルギー設備の設置状況	24
(7) バリアフリー化の状況	24
(8) 高齢者等のための設備の設置状況	25
(9) 所有関係別の居住面積水準の状況	26
(10) 最低居住面積水準未達の世帯（世帯人員別・世帯の型別）	27
(11) 新設住宅の動向	28
(12) 中古住宅の流通状況	28
(13) 空家の推移	29
(14) 空家の発生状況	29
(15) 公営住宅等のストック状況	30
(16) 市営住宅の入居状況	33

第 3 章 住宅・住環境を取り巻く現況と課題

第 4 章 本計画でめざすこと.

1. 計画の体系	37
2. 基本理念（めざす姿）	38
3. 基本目標	38
基本目標 1 だれもが安心して暮らし続けられる住生活の実現	38
基本目標 2 良質な住宅ストックの形成と流通の促進	39
基本目標 3 自然のぬくもりと共存する住環境の形成	39
基本目標 4 住まいの安心を確保する市営住宅の適正な管理	39

第 5 章 推進する施策.

基本目標 1 の施策	40
1-1. 多様な居住ニーズへの対応	40
1-2. 高齢者等への住生活支援	41
1-3. 移住促進	41
基本目標 2 の施策	42
2-1. 良質な住宅ストックへの更新	42
2-2. 協働による住宅ストックの形成と流通促進	43
2-3. 空家対策の強化	43

基本目標 3 の施策.....	44
3-1. 暮らしやすさの向上	44
3-2. 災害につよい地域づくり	45
3-3. 魅力を活かしたまちなみ形成	45
基本目標 4 の施策.....	46
4-1. セーフティネットとしての公営住宅の確保	46
4-2. 良質な公営住宅ストックの形成	47
第 6 章 計画実現に向けて	
1. 実行計画の策定・推進.....	48
2. 庁内推進体制の構築.....	48
3. 行政と市民・民間事業者との連携.....	48
用語集	49
策定スケジュール	51
庁内策定委員会 名簿.....	51

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の目的

住宅は、わたしたちの生活を支える基盤であり、まちなみや環境を構成する重要な要素でもあります。この計画では「住宅そのもの」と「住宅の周辺環境・住まい方等」を総称して「住生活（＝住まい）」と呼ぶことにします。

我が国においては、住生活基本計画を住宅政策の指針と位置づけ、住宅セーフティネットの整備や健全な住宅市場の整備等、国民一人ひとりが真に豊かさを実感できる住生活（＝住まい）の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。これを受け、県や市などにおいても、それぞれの現状と課題に応じた計画を策定し、取組を進めています。

北秋田市では、令和 2 年度に「第 2 次北秋田市住生活基本計画」を改定し、「人のふれあいと自然のぬくもりを生かした 誰もが安心・安全・優しさを享受できる北秋田暮らし」を基本理念として、総合的な住宅施策に取り組んできました。前計画の計画期間が終了することから、社会の大きな変化に対応した新たな課題に取り組むとともに、持続可能で豊かな住生活（＝住まい）の実現を目的として「第 3 次北秋田市住生活基本計画」を策定します。

※以下、第 2 次北秋田市住生活基本計画→前計画、第 3 次北秋田市住生活基本計画→本計画と表記

じゅうせいかつ 住生活とは？

住宅で営まれる生活のこと。建造物としての「住宅」に対し、そこで営まれる生活を重視した言葉。

住生活基本計画って何？

住生活基本計画とは、平成 18 年に制定された「住生活基本法」に基づき、国と各都道府県や市町村が策定する計画で、国民の住生活の安定と向上を目的とした取組方針を示すもの。

住生活基本計画で扱うこと

住宅ストック

「今現在において存在する全ての住宅」のこと。良質な住宅ストック形成に向け、現在及びこれからの住宅建築をいかに誘導するか。

既存ストック

中古住宅や空き家など既存の住宅ストックのこと。これらを流通させ活用する仕組みづくりや、いかに適切に管理するか。

住環境

住宅のまわりの環境や、住みやすさに影響する自然環境や公園、交通利便性などの環境を、いかに心地よく整えるか。

住宅セーフティネット

「住宅の確保に支援を要する方が、安心して住まいを確保できるよう支援する仕組み」のこと。仕組みをいかに有効に機能させるか。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の住宅施策に関するマスタープラン（総合的な計画）です。「第3次北秋田市総合計画」を最上位計画とし、住生活基本法に基づき閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」や「秋田県住生活基本計画」との整合を図りながら、本市の住宅政策を総合的、計画的に推進します。

本計画の方針に基づき、公営住宅や空き家対策に関する実行計画を策定したり事業を実施したりすることにより、安全で安心な「住まい」の実現を目指します。

図 計画の位置づけ

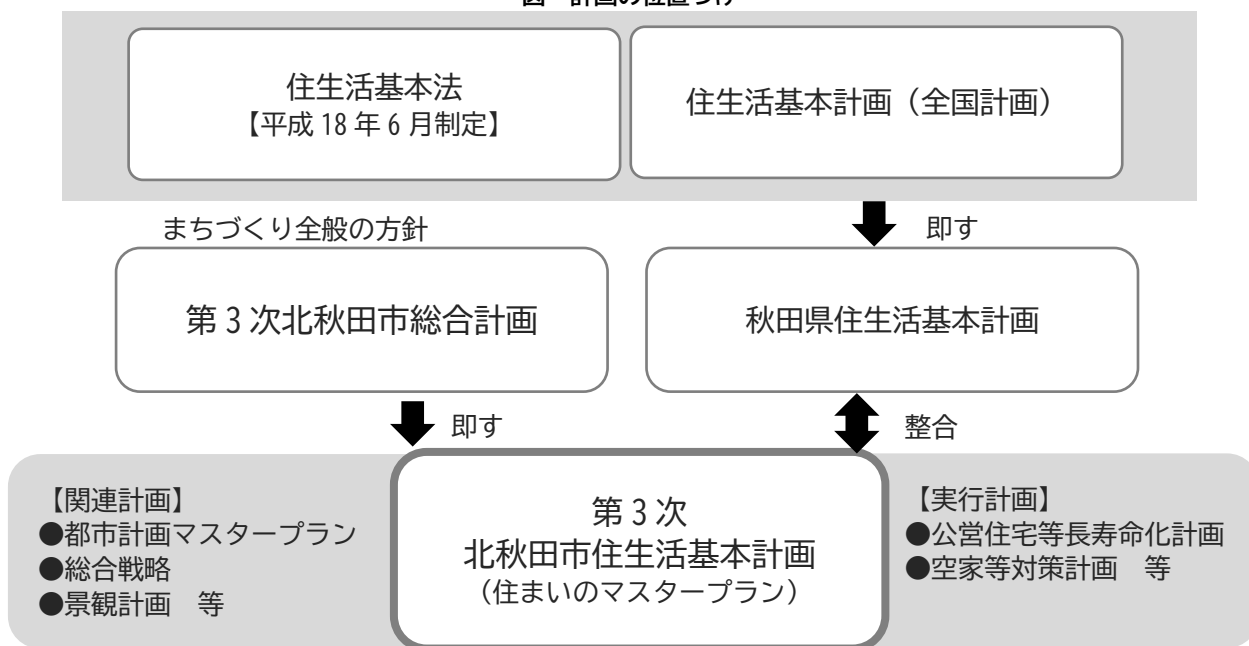


表 上位関連計画

策定主体	計画名称	策定時期	計画期間
国	住生活基本計画（全国計画）	令和3年3月19日改定	令和12年まで
県	秋田県総合計画 ～ 秋田再興への第一歩 ～	2025年度	2029年度まで
	秋田県住生活基本計画	令和4年3月	令和12年まで
本市	北秋田都市計画区域マスタープラン	平成24年11月	令和12年まで
	第3次北秋田市総合計画	令和8年3月	令和17年まで
	北秋田市都市計画マスタープラン	平成19年3月	おおむね20年間

※策定時期・計画期間の表記は各計画に準じた

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度の概ね10年間です。
社会情勢の変化や取組の進捗を踏まえ、中間年度に施策等の見直しを行うこととします。

図 計画期間



4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、北秋田市の行政区域(1,152.76 km²)です。

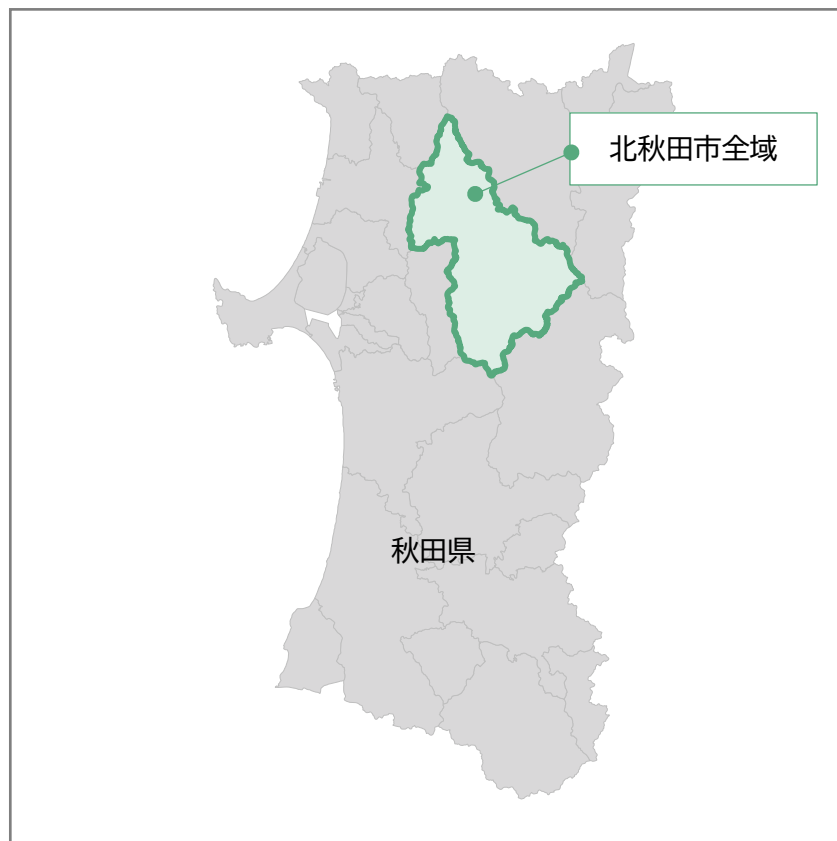


図 計画対象区域

5. 国や県の動向

前計画策定以降に行われた住宅政策に関する国や県の動きを整理します。

令和3（2021）年から令和6（2024）年にかけて、住宅政策に係る全国計画の改定や法律の改正が続きました。いずれも社会背景の大きな変化を踏まえた改定・改正であり、課題を整理する上で共通の視点といえます。秋田県住生活基本計画ではこれらの視点・課題設定を踏まえ、さらに秋田杉の利用を脱炭素社会の実現と結びつけた施策として明確に位置づけています。

総合的な取組方針	住宅ストック	住宅セーフティネット
住生活基本計画（全国計画）の改定	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正	住宅セーフティネット法の一部改正
《新たな視点》 防災・減災 新たな住まい方 脱炭素社会の実現	《問題点》 空家の増加 《課題》 特定空家化の未然防止	《問題点》 単身世帯の増加 持ち家率の低下 《課題》 要配慮者の住宅確保

(1) 住生活基本計画（全国計画）の改定

令和3（2021）年3月、前計画からの社会経済情勢の変化を踏まえ施策効果の評価・検証が行われ、今後10年間の住宅政策の指針となる「住生活基本計画（全国計画）」が改定されました。

改定後の計画は、少子高齢化や人口減少社会への対応に加え、頻発・激甚化する自然災害への対応、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換、脱炭素社会の実現に即した内容となっています。

特に、目標1・2は社会環境の変化を踏まえた方向性、目標6は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた方向性を示す目標であり、本計画の策定上も留意すべき点です。

施策の視点と目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「社会環境の変化」からの視点 <ul style="list-style-type: none"> 目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 2. 「居住者・コミュニティ」からの視点 <ul style="list-style-type: none"> 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり 目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備 3. 「住宅ストック・産業」からの視点 <ul style="list-style-type: none"> 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展
----------	--

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5(2023)年12月「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正は、所有者に対する「適切な管理の努力義務」に加え、「国や自治体の施策に協力する義務」を強化したものです。

使用目的のない空家は、この20年で約1.9倍に増加しています。適切な管理が行われなくなった「特定空家等」になってからの対応には限界があるとして、空家の「活用拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」の3本柱で、空家対策をより強化する方針です。

改正法の概要	1. 活用拡大	①空家等活用促進区域の創設 ②財産管理人による所有者不在の空家の処分 ③空家等管理活用支援法人制度
	2. 管理の確保	①特定空家等になる前段階（管理不全空家等）からの対応 ②所有者把握の円滑化
	3. 特定空家の除却等	①市区町村長に報告徴収権 ②緊急時の代執行制度の創設 ③財産管理人による空家の管理・処分（市区町村長も財産管理人の選任請求可能）

(3) 住宅セーフティネット制度

令和7(2025)年10月「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が施行されました。

単身世帯の増加、持ち家率の低下などにより、今後、住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが更に高まることを見込まれます。一方で、家主の中には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいます。

こうした状況を踏まえ、改正法では、以下の3点を柱とし、家主と要配慮者のいずれもが安心して利用できる環境整備を推進することとしています。

改正内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○終身建物質貸借の利用促進 ○居住支援法人による残置物処理の推進 ○家賃債務保証業者の認定制度の創設 ○居住サポート住宅による大家の不安軽減 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進 <ul style="list-style-type: none"> ○居住サポート住宅の認定制度の創設 3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定 ○市区町村による居住支援協議会設置を促進（努力義務化）
------	--

(4) 秋田県住生活基本計画

令和4（2022）年3月、『住生活基本計画（全国計画）』の改定を受け、「秋田県住生活基本計画」が改定されました。

改定後の計画は、全ての県民がいきいきと暮らすためには、安全・安心で快適な住環境及び秋田の風土を生かし多様なライフスタイルに応じた良質な住まいを確保すること、次世代に継承していくことを大きな課題として、6つの基本目標が設定されました。基本目標1に防災・減災を踏まえた施策、基本目標4に循環型社会への方向性を踏まえた施策が位置づけられています。

基本方針	いつまでも、豊かに安心して暮らせる、秋田の住まいづくり	
基本目標と 施策の概要	基本目標	施策の概要
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 誰にもやさしく、安全で安心できる、秋田の住まいづくり 2. 誰でも居住の安定を確保できる、秋田の住まいづくり 3. 四季を通じて、健康で快適な、秋田の住まいづくり 4. 自然にやさしく、環境に配慮した、秋田の住まいづくり 5. 地域の特性を生かした、個性のある、秋田の住まいづくり 6. コミュニティ豊かで、活力あふれる、秋田の住まいづくり

6. 前計画の取組状況

前計画の施策の取組状況等について、各課に照会しました。3つの基本目標に紐づけられた推進施策全32項目を対象とし、「計画通りに事業・取組に着手、進行」「事業・取組の一部に着手」「事業・取組は未実施」「その他、事業廃止等」の4段階で評価を行いました。

基本目標		推進施策数
基本目標1	住みたい・住み続けたい・帰りたいと思える誰にもやさしい住生活の実現	14
基本目標2	災害に強く安心で安全な住宅ストックの形成と流通の促進	9
基本目標3	豊かな自然のめぐもりと暮らしが共存する持続可能な住環境の形成	9
総数		32

計画全体では、推進施策全32項目のうち、8割近くにあたる25項目が「計画通りに事業・取組に着手、進行」しています。基本目標別では基本目標3の分野で「事業・取組は未実施」が3項目ありました。未実施の項目は「住み替え」「地域の目指す姿を踏まえた住宅モデルの情報発信」「道路整備」に係る内容です。

施策の継続や廃止等は、国の方針や上位計画、本市の現況を踏まえ総合的に検討し、必要に応じて行います。

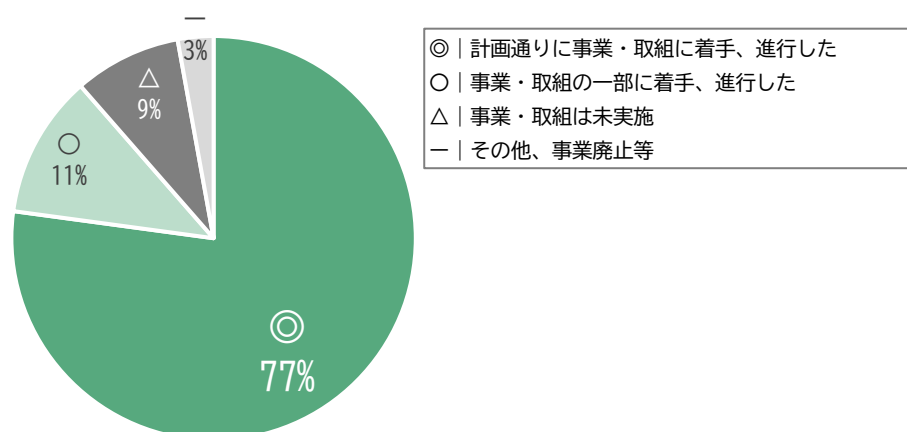


図 前計画の取組の進捗

表 基本目標別・取組の進捗

	◎	○	△	—	総計
基本目標1	13	1			14
基本目標2	8	1			9
基本目標3	6	2	3	1	12
総計	27	4	3	1	35

※1つの施策を複数課が担当しているため基本目標3については推進施策数32に対し回答が35件となっています。

第 2 章 北秋田市の住環境を取り巻く現況

1. 社会環境に関すること

(1) 広域的立地条件

① 地理

本市は秋田県の北部中央に位置し、県都秋田市から北東へ約 80km、東は大館市・鹿角市、南は秋田市・仙北市に隣接しているほか、西は能代市に近接し、県内の主要都市を結ぶ都市です。

市北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に市街地や集落が点在しています。

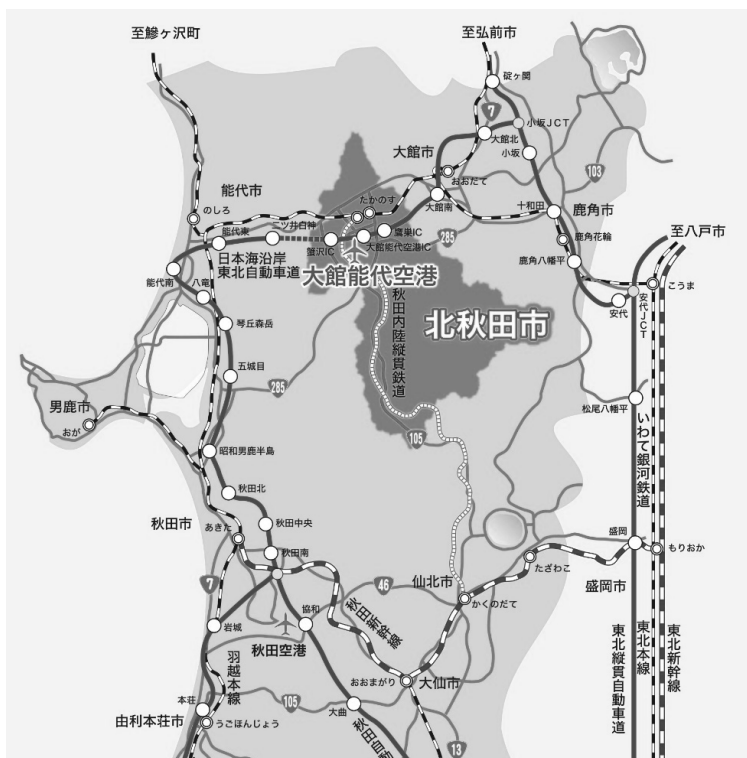
市南部は県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれています。現在、森吉山一帯について、国立公園への新規指定を目指す方針で取組を行っています。

② 交通アクセス

道路網として、日本海沿岸東北自動車道、国道 7 号が東西に走り、南北に国道 105 号、国道 285 号が整備されています。

鉄道では、J R 奥羽本線や鷹巣と角館を結ぶ秋田内陸縦貫鉄道が整備されています。

大館能代空港は、日本海沿岸東北自動車道の延伸（2026.3 きみまち阪 IC～北秋田今泉 IC）により利用圏の更なる拡大が期待されるとともに、東京羽田線 1 日 3 往復運航が 2029 年 3 月まで継続することが決定しました。



〔資料：北秋田市市勢要覧〕

図 交通アクセス

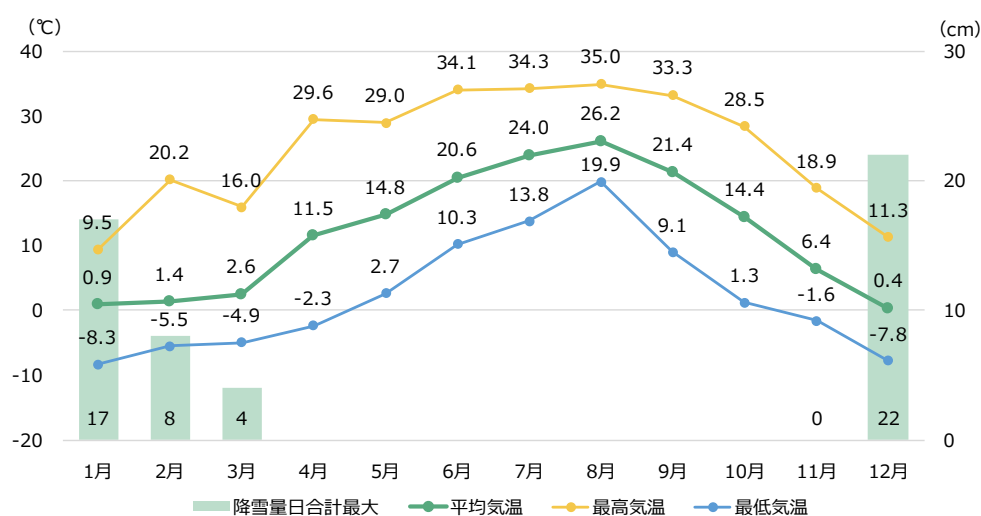
(2) 歴史・沿革

本市における生活の痕跡は旧石器・縄文時代に遡ります。その後、中世・平安時代に農地が拓けていたことや秋田杉が利用されていたことを示す遺跡や資料が出土しています。近世・江戸時代以降は、津軽藩による資源開発に伴い都市が形成されました。羽州街道、阿仁街道、五城目街道等の街道整備により街道筋の宿場が発達するとともに、河川流通も発達しました。現在の北秋田市を形づくる地域は、農業、林業、鉱業それぞれの特色を持っていました。

平成 17 年、鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が新設合併し、北秋田市が誕生しました。

(3) 市の気象状況

令和 6 年の気象をみると、月平均気温は 0.4℃から 26.2℃、最高気温の最高は 35.0℃（8 月）、最低気温の最低は -8.3℃（1 月）と年間の気温の差が大きい内陸性盆地型の気象になっています。11～3 月にかけて積雪があります。南部の森吉山周辺は、降雪量が特に多く、森吉地区と阿仁地区は特別豪雪地帯に指定されています。



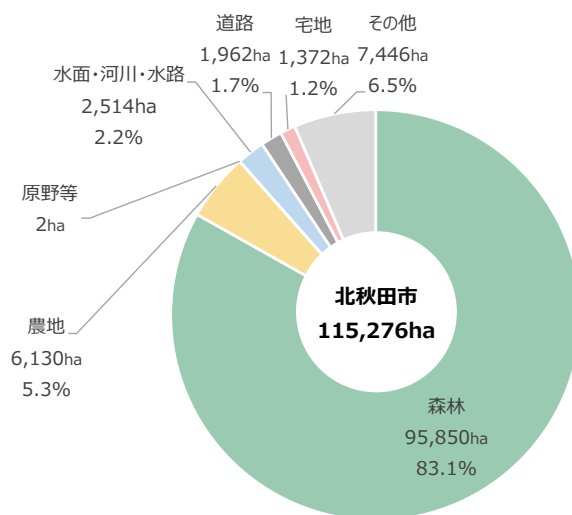
〔資料：令和 6 年気象庁 過去の気象データ 地点：鷹巣〕

図 気温と積雪量

月平均気温	その月の「日平均気温」を全て足して、日数で割ったもの
(月平均) 最高気温	その月の毎日の「最高気温」を全て足して、日数で割ったもの
(月平均) 最低気温	その月の毎日の「最低気温」を全て足して、日数で割ったもの

(4) 土地利用の状況

本市の総面積は 115,276ha で、総面積の 8 割以上を「森林」が占めています。森林と河川などを除いた可住地面積は 15% ほど、そのうち「宅地」は 1.2% と割合が低くなっています。平成 29 年次と比較して、大きな変化はありません。



※パーセンテージは1%以上の数値を表示

[資料：秋田県国土利用計画管理運営資料]

図 地目別土地利用の状況 (令和 4 年 10 月 1 日現在)

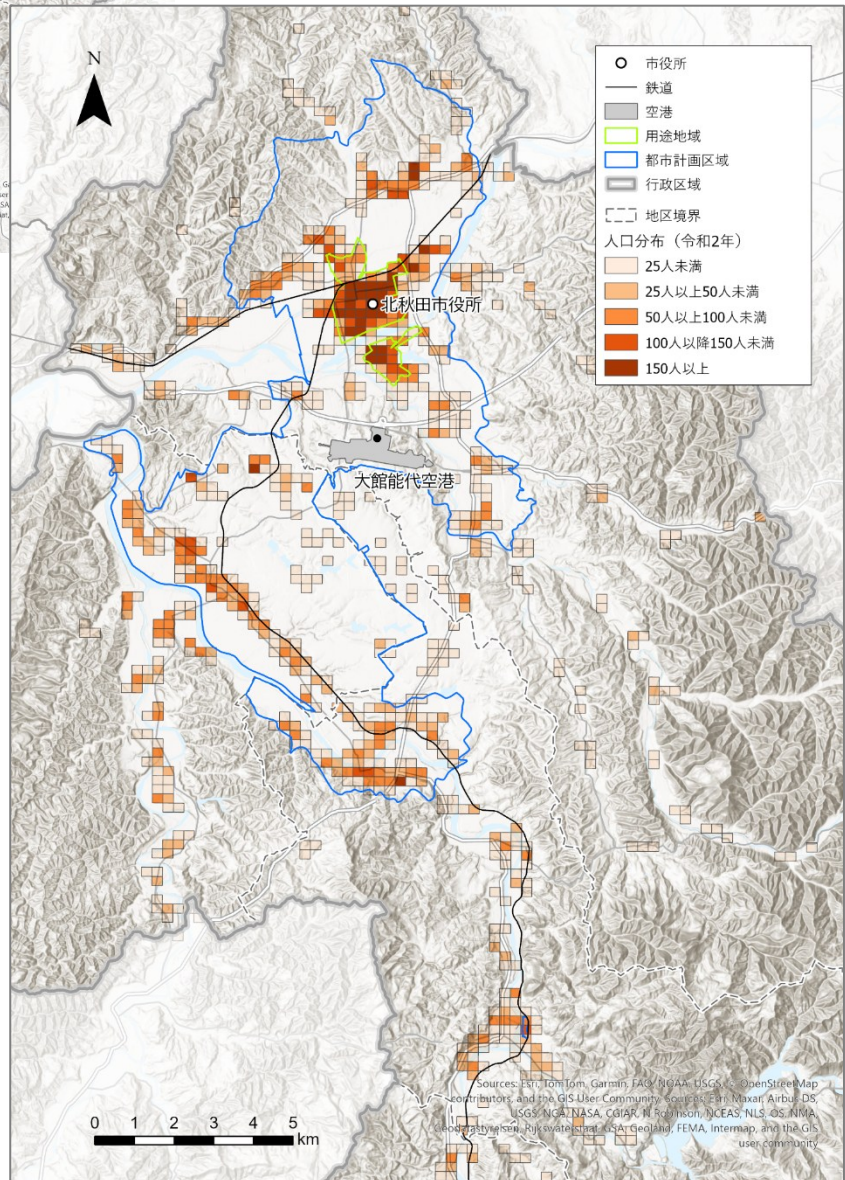
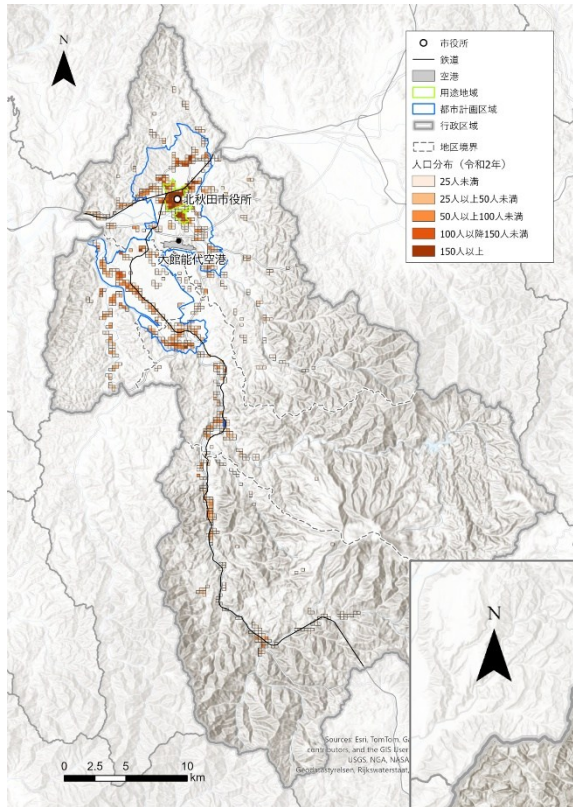
(5) 人口の分布状況

人口集中地区(DID¹)は、昭和 35 年から平成 22 年までの 50 年間ほどで面積が約 2 倍に広がった一方、人口密度は減少し、平成 27 年から人口集中地区に該当する地区はなくなりました。

人口の分布状況をみると、鉄道沿いに細長く分散し、特に都市計画区域内の用途地域内に集中しています。人口の増減数をみると、平成 27 年から令和 2 年にかけての 5 年間、ほとんどの地区で減少しています。

¹ 原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域。

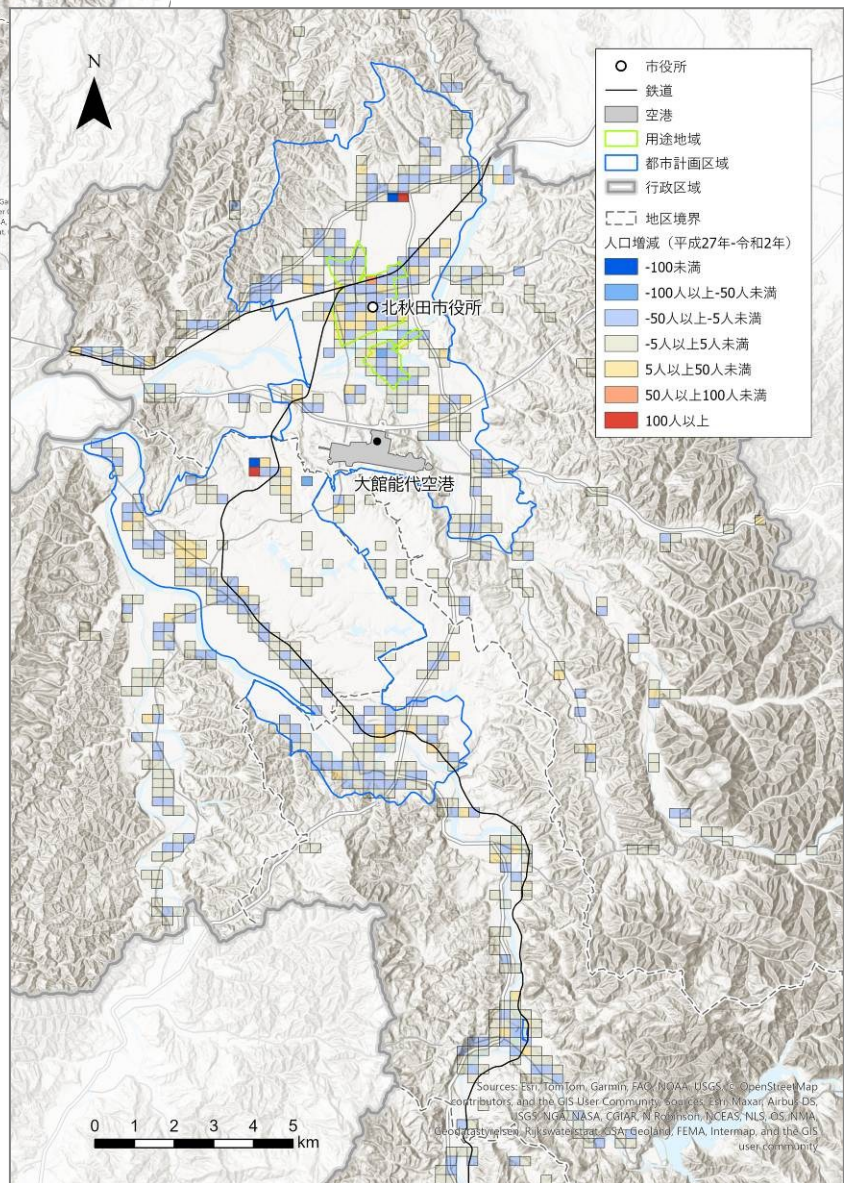
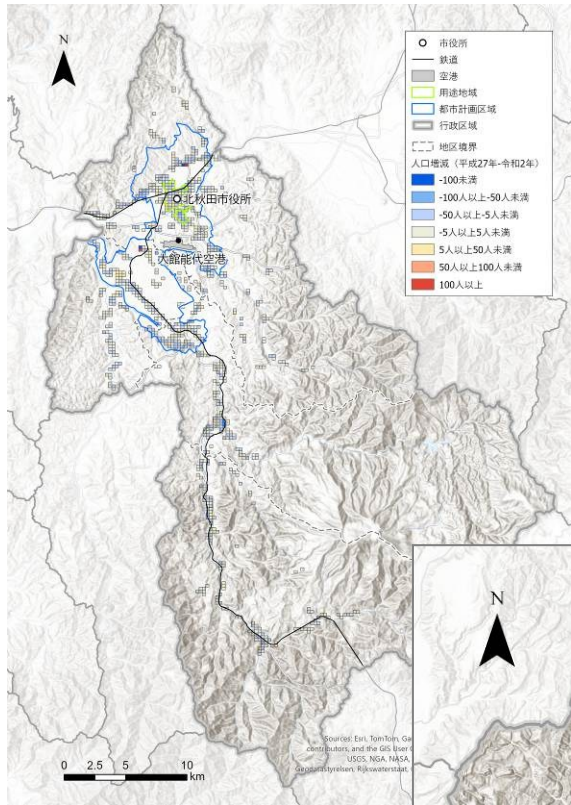
① 総人口の分布状況（250mメッシュ）



〔資料：令和2年国勢調査 250mメッシュ推計データ〕

図 総人口の分布（令和2年）

② 総人口の増減数（250mメッシュ）



〔資料：国勢調査 250mメッシュ推計データ（令和2年・平成27年）を元に算出〕
 図 総人口の増減数（平成27年-令和2年）

(6) 就業者及び通学者の状況

北秋田市に常住する就業者・通学者 16,712 人のうち 8 割にあたる 14,008 人が北秋田市で従業・通学しています。他市区町村で従業・通学する人の従業・通学市町村をみると大館市が最も多く、次いで能代市、上小阿仁村となっています（前回調査から変化なし）。

北秋田市で従業・通学する人も同様の傾向となっており、他市区町村では大館市が最も多く 1,095 人、次いで能代市、上小阿仁村となっています。

表 北秋田市に住む人の従業・通学市町村(左)、北秋田市で従業・通学する人の常住市町村(右)

北秋田市に住んでいる人の 従業・通学市町村	人数	北秋田市で従業・通学する人の 常住市町村	人数
北秋田市に常住する就業者・通学者	16,712	北秋田市で従業・通学する者	16,450
北秋田市で従業・通学	14,008	北秋田市に常住	14,008
自宅	2,017	自宅	2,017
自宅外	11,991	自宅外	11,991
他市区町村で従業・通学	2,704	他市区町村に常住	2,442
県内	2,617	県内	2,372
秋田市	131	秋田市	118
能代市	534	能代市	588
横手市	2	横手市	6
大館市	1,667	大館市	1,095
男鹿市	4	男鹿市	8
湯沢市	2	湯沢市	—
鹿角市	41	鹿角市	35
由利本荘市	1	由利本荘市	4
潟上市	9	潟上市	14
大仙市	6	大仙市	5
にかほ市	—	にかほ市	—
仙北市	9	仙北市	13
小坂町	8	小坂町	8
上小阿仁村	143	上小阿仁村	277
藤里町	20	藤里町	108
三種町	8	三種町	45
八峰町	8	八峰町	19
五城目町	13	五城目町	10
八郎潟町	1	八郎潟町	5
井川町	2	井川町	13
大潟村	5	大潟村	—
美郷町	—	美郷町	1
羽後町	—	羽後町	—
東成瀬村	3	東成瀬村	—
他県	87	他県	70
青森県	34	青森県	32
岩手県	17	岩手県	9
宮城県	18	宮城県	5
山形県	—	山形県	3
福島県	—	福島県	3
その他の都道府県	18	その他の都道府県	24

〔資料：令和 4 年度版北秋田市の統計〕

(7) 災害リスクの状況

北秋田市地域防災計画では、一般災害・地震・火山災害に分けて対策計画をまとめています。

様々な災害のうち、地震については住宅の耐震性を向上させる、土砂災害や洪水についてはハザードマップを参考に危険地域を避けるなど、事前の対策によるリスク軽減が可能です。

防災計画に示された8パターンの震度分布によると、本市の地震被害は下記のとおりと想定され、最も大きな震度は、陸域地震「(1)能代断層帯」の場合で最大震度6強、海域地震「(27)海域A+B+C連動」の場合で6弱です。

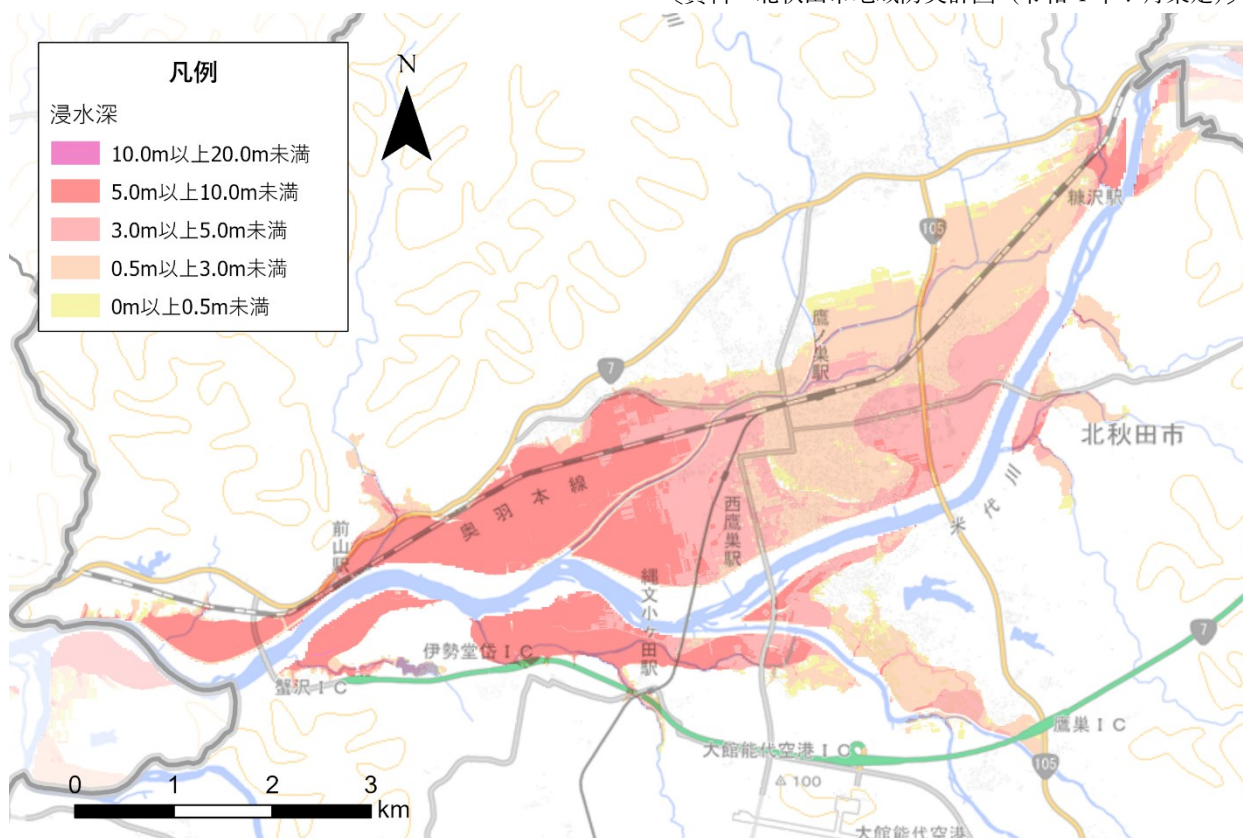
また、想定し得る最大規模(1000年に1度程度)の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を見ると、浸水深が0.5~3.0mと想定されるのは居住者の多いJR鷹ノ巣駅南側などとなっています。

表 地震被害の想定

種別	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数 4日後 人
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道 断水人口	電力停電 世帯数	
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	
(1)能代断層帯 (M=7.1)	6強	161	1,005	0	3	145	1,610	2,252	1,410
(2)花輪東断層帯 (M=7.0)	5強	2	1	0	0	0	1	61	3
(4)天長地震 (M=7.2)	5強	36	32	0	0	5	1,466	630	497
(6)北由利断層 (M=7.3)	5弱	2	0	0	0	0	0	45	2
(7)秋田仙北地震 (M=7.3)	5弱	0	0	0	0	0	0	3	0
(13)横手盆地真昼山地連動 (M=8.1)	5強	43	33	0	0	5	1,631	702	549
(22)海域A (M=7.9)	5強	97	24	0	0	4	1,290	1,015	476
(27)海域A+B+C連動 (M=8.7)	6弱	313	2,282	0	13	335	7,840	5,087	4,065

※各地震ともに冬の深夜(午前2時)に地震が発生した場合とする。

〔資料：北秋田市地域防災計画(令和4年7月策定)〕



〔資料：国土数値情報(洪水浸水想定区域データ(河川単位)2024年度版)〕

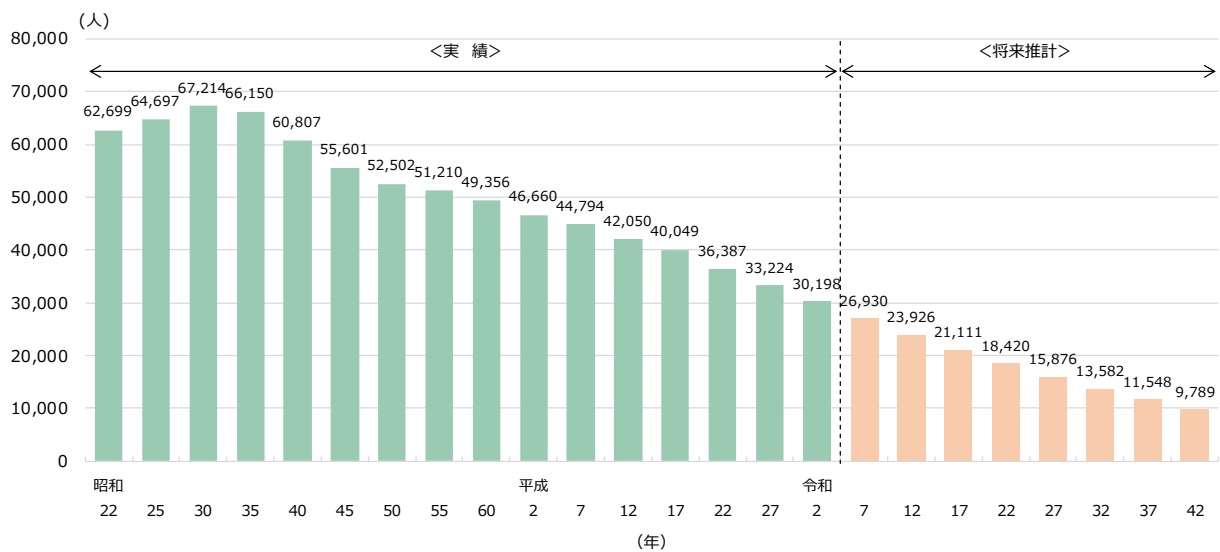
図 米代川水系 米代川、藤琴川、小猿部川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

2. 居住者に関すること

(1) 人口の推移

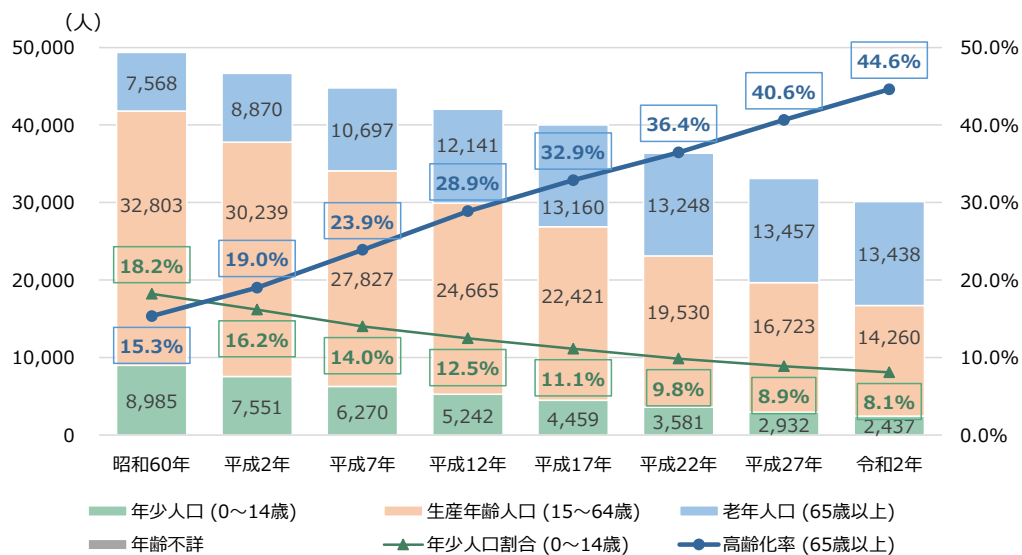
総人口は、昭和30年をピークとし、その後一貫して減少しています。将来推計においても減少傾向は続くとみられ、令和2年の約30年後の令和32年にはほぼ半減すると推計されています。

年齢3区分による推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。高齢化率は30年前の平成7年に20%を超え、令和2年に44.6%と、およそ2人に1人が高齢者です。



〔資料：国勢調査、北秋田市人口ビジョン〕

図 人口の推移

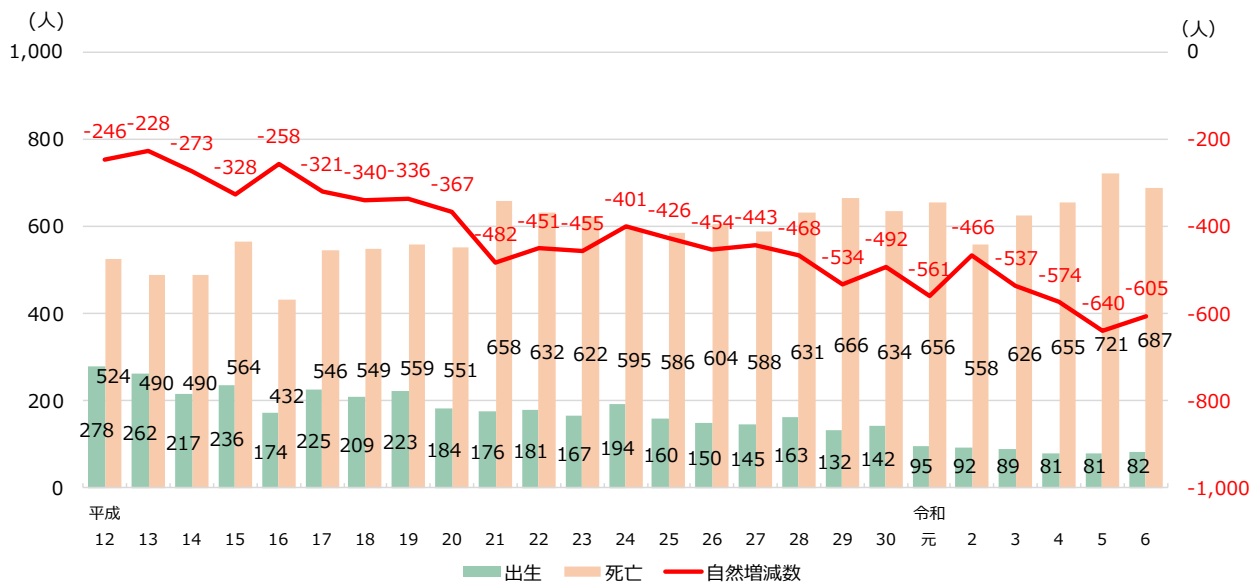


〔資料：国勢調査〕

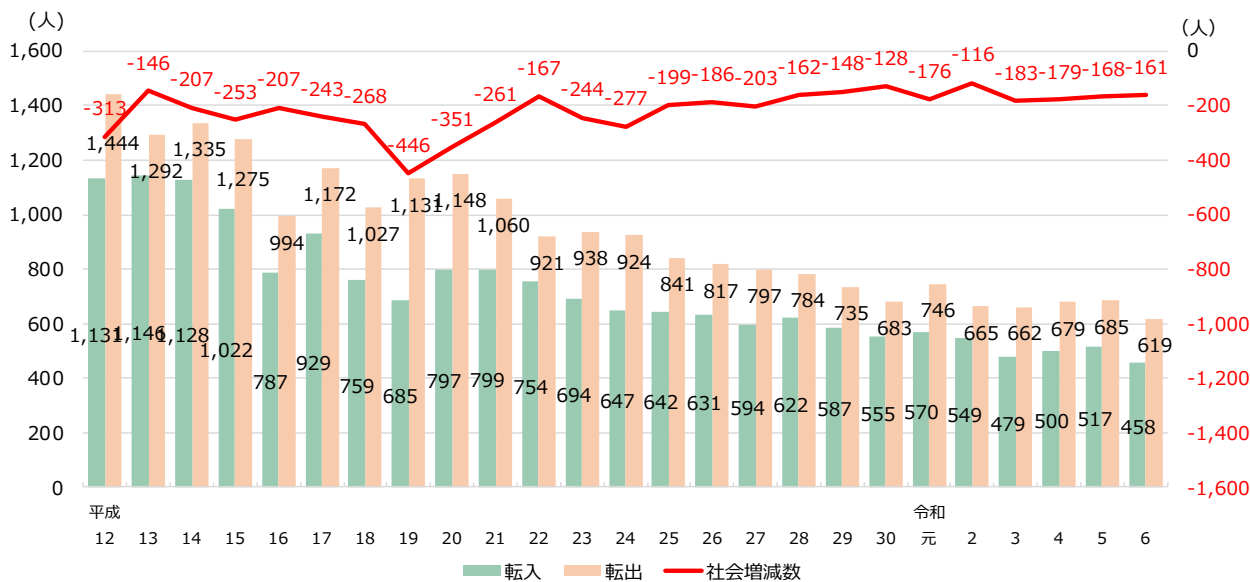
図 年齢3区分人口の推移

(2) 自然増減と社会増減

自然増減¹は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、その減少数は増加傾向にあります。
 社会増減²は、転出超過が続いています。転入、転出ともに減少傾向が続いています。



〔資料：秋田県年齢別人口流動調査、北秋田市人口ビジョン資料編〕
 図 自然増減の推移



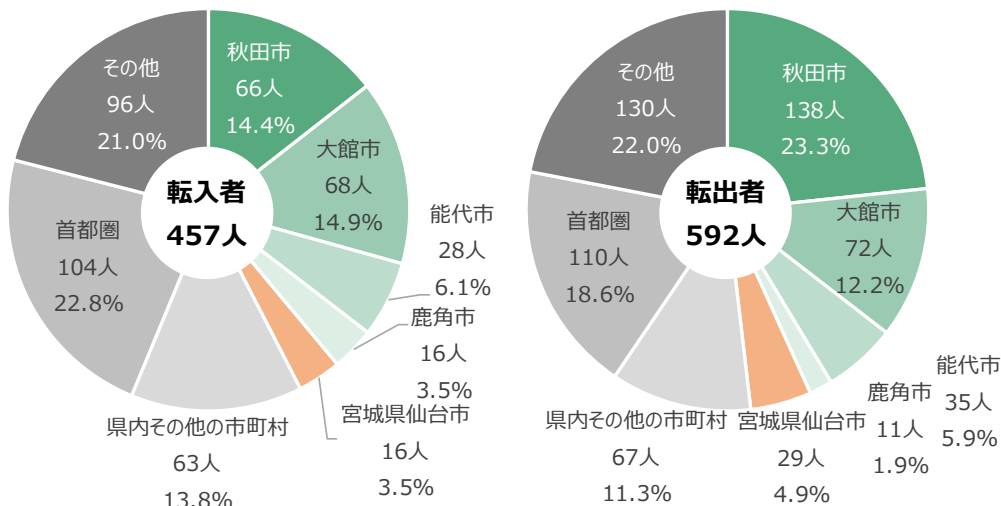
〔資料：秋田県年齢別人口流動調査、北秋田市人口ビジョン資料編〕
 ※前年10月から当年9月まで1年間の人口動態
 図 社会増減の推移

¹ 出生から死亡を差し引いた数。

² 転入から転出を差し引いた数。

(3) 転入・転出者の状況

令和6年の転入者は457人、転出者は592人となっています。
 転入は首都圏から、転出先は秋田市が最も多い状況です。



〔資料：2024年住民基本台帳人口移動報告〕

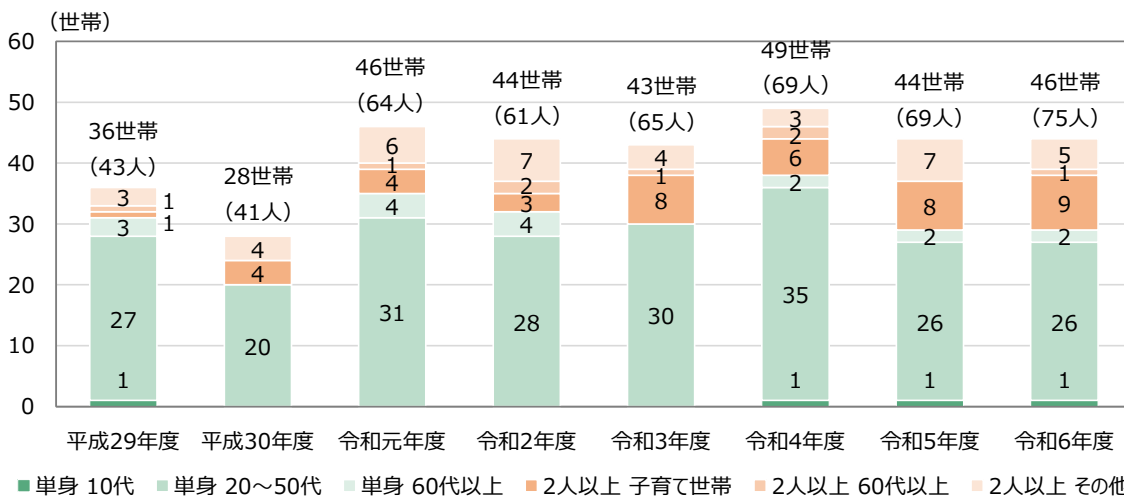
※2024年1月～12月1年間における移動状況

図 転入・転出者の状況

(4) 移住者の推移

いずれの年度も移住者のうち6割以上は20～50代の単身者が占めています。

移住の状況を見ると、令和元年度以降毎年度40世帯・60人以上が本市へ移住しています。今後も一定程度移住する方がいるものと想定されます。



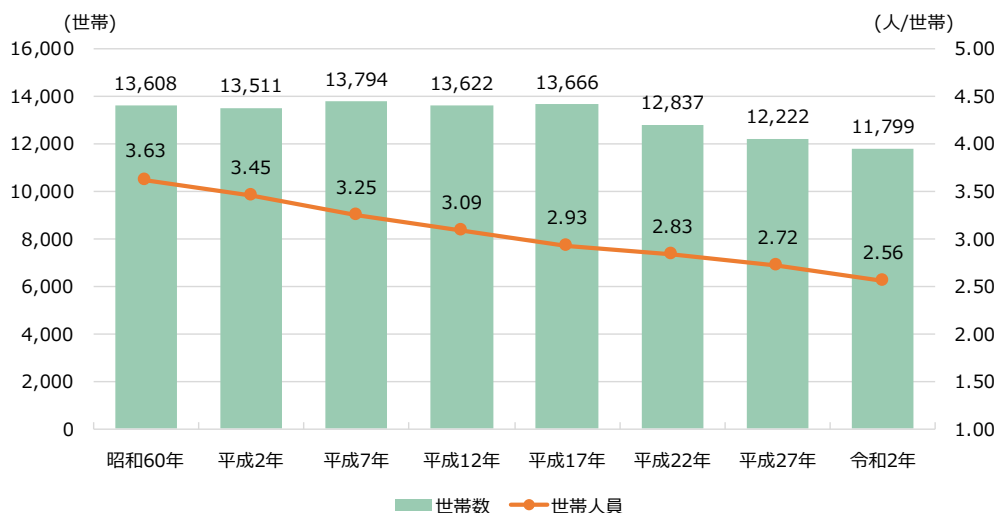
〔資料：北秋田市資料〕

図 移住者の状況

(5) 世帯数の推移

世帯数は、昭和60年以降、13,000世帯台で推移していましたが、平成17年以降減少傾向が続き、平成22年には13,000世帯を下回りました。

1世帯当たりの世帯人員は減少傾向が続いており、平成17年には3人を下回り2.93人、令和2年は2.56人となっています。

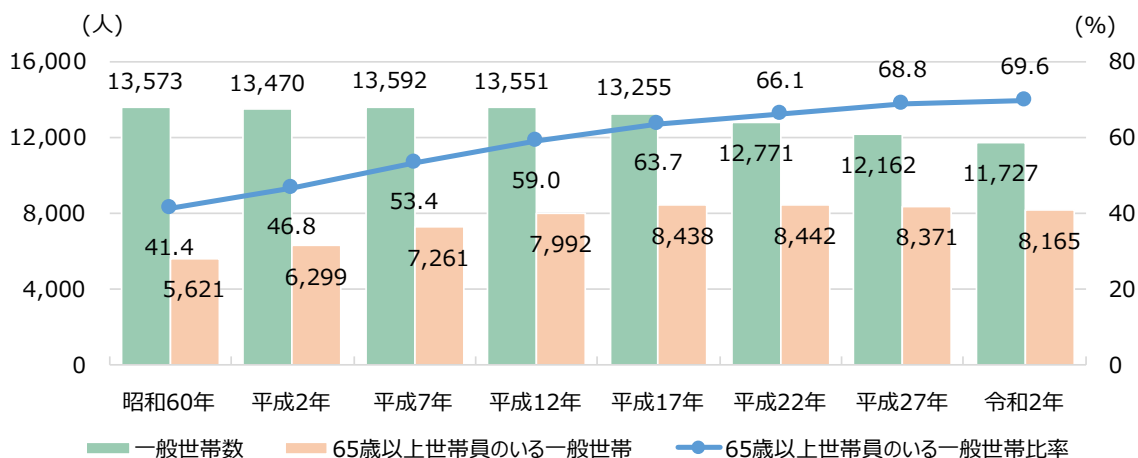


〔資料：国勢調査〕

図 世帯数・世帯人員の推移

(6) 高齢者のいる世帯数の推移

一般世帯が横ばいから減少傾向にあるなか65歳以上世帯員のいる一般世帯が増加しています。65歳以上世帯員のいる一般世帯は、平成17年に8,000世帯を超え、それ以降も8,000世帯以上で推移し、令和2年は8,165世帯となっています。一般世帯に占める割合は69.6%です。



〔資料：国勢調査〕

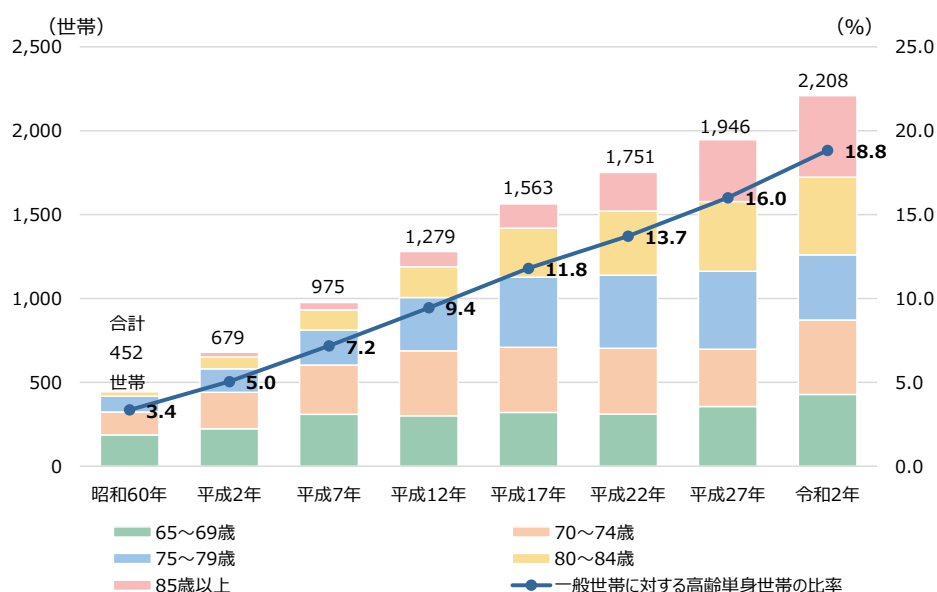
図 65歳以上世帯員のいる世帯の推移

(7) 高齢者のみ世帯数の推移

65歳以上高齢者の単身世帯は平成2年から令和2年にかけての30年間で約3倍となっています。令和2年の一般世帯数に占める割合は18.8%と、5世帯に1世帯が高齢単身世帯です。

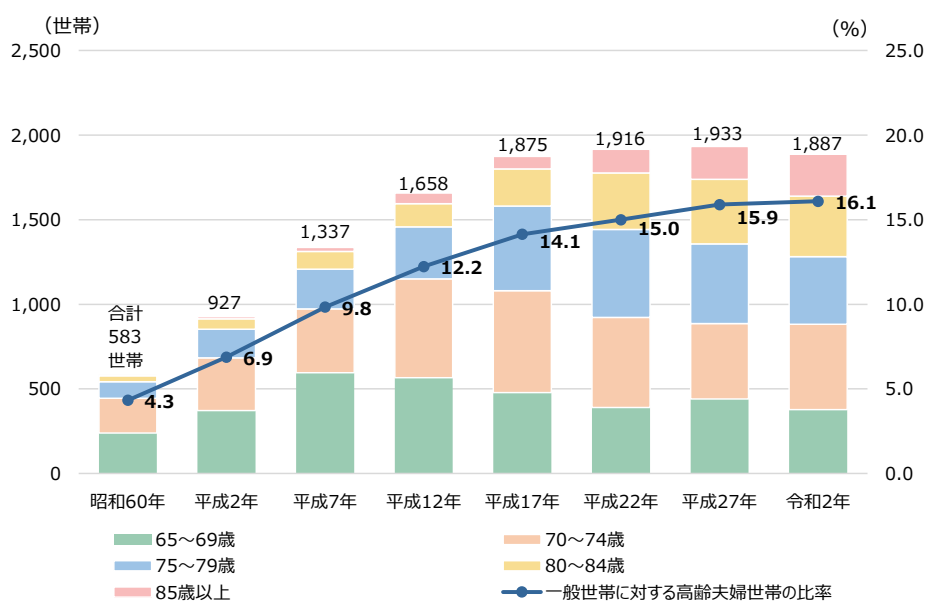
高齢夫婦世帯は増加傾向が続いていましたが、平成17年頃から横ばいとなっています。令和2年の一般世帯に占める割合は16.1%と、6世帯に1世帯が高齢夫婦世帯です。

単身世帯・夫婦世帯ともに75歳以上の後期高齢者の割合が半数以上を占めています。



[資料：国勢調査]

図 高齢単身世帯の推移

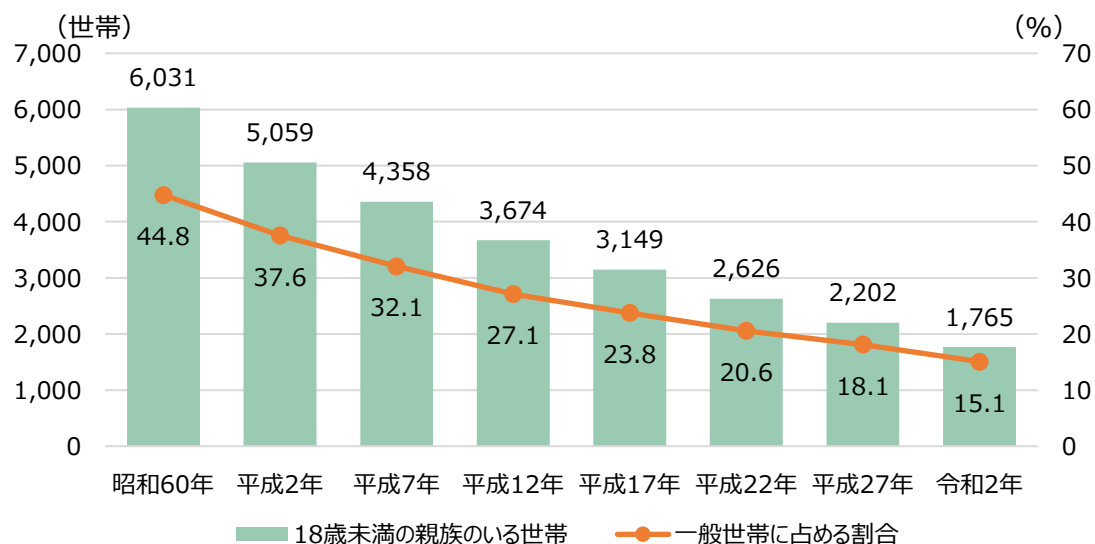


[資料：国勢調査]

図 高齢夫婦世帯の推移

(8) 子育て世帯の推移

18歳未満の親族のいる世帯数は減少が続き、平成2年から令和2年までの30年間で約1/3に減少しました。令和2年の一般世帯に占める割合は15.1%と、およそ7世帯に1世帯が子育て世帯です。

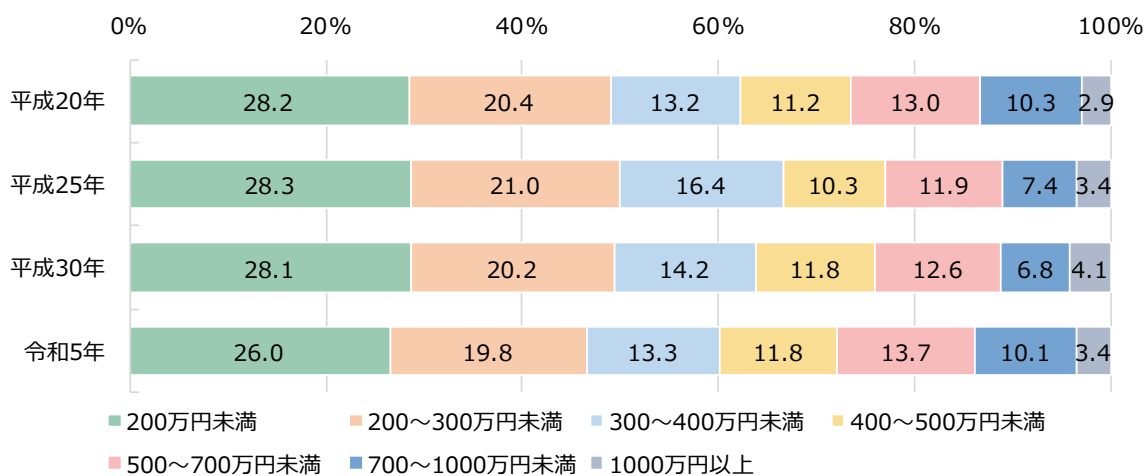


〔資料：国勢調査〕

図 子育て世帯の推移

(9) 世帯年収の推移

令和5年の世帯年収は、200万円未満が26.0%（2,730世帯）で最も大きな割合を占めています。平成20年以降の推移をみると、各年収区分の比率に大きな変化は見られません。令和5年時点で200万円未満、200～300万円未満、700～1000万円未満の世帯が微減、それ以外の世帯は微増しています。



〔資料：住宅・土地統計調査〕

※住宅・土地統計調査データは、標本調査による推定値です。また、総数には「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。(以下、同様。)

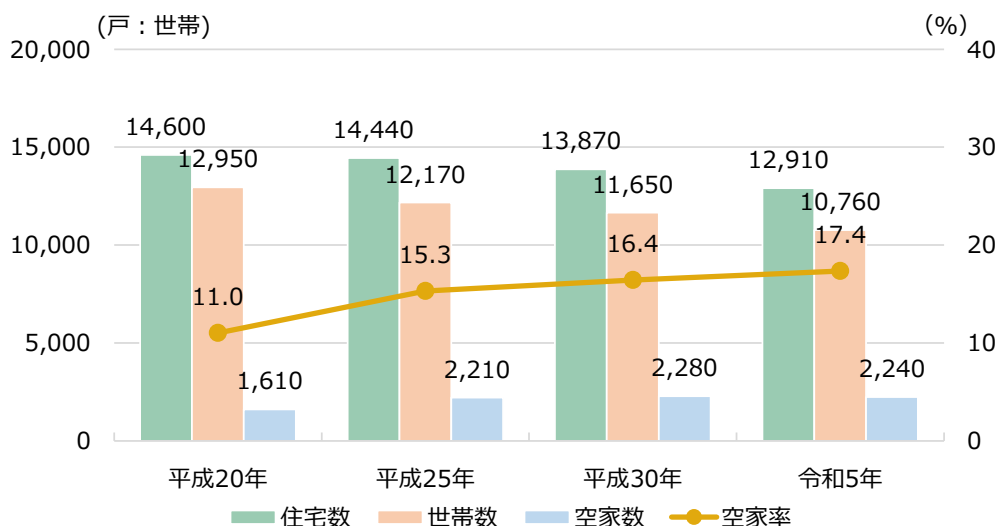
図 世帯年収の推移

3. 住宅ストックに関すること

(1) 住宅数・空家数の推移

令和5年の住宅総数は12,910戸で、そのうち空家数は2,240戸(17.4%)です。

平成20年からの15年間で、住宅数、世帯数はともに減少しています。しかし、空家数は平成25年以降横ばいで推移しており、空家率は増加傾向となっています。



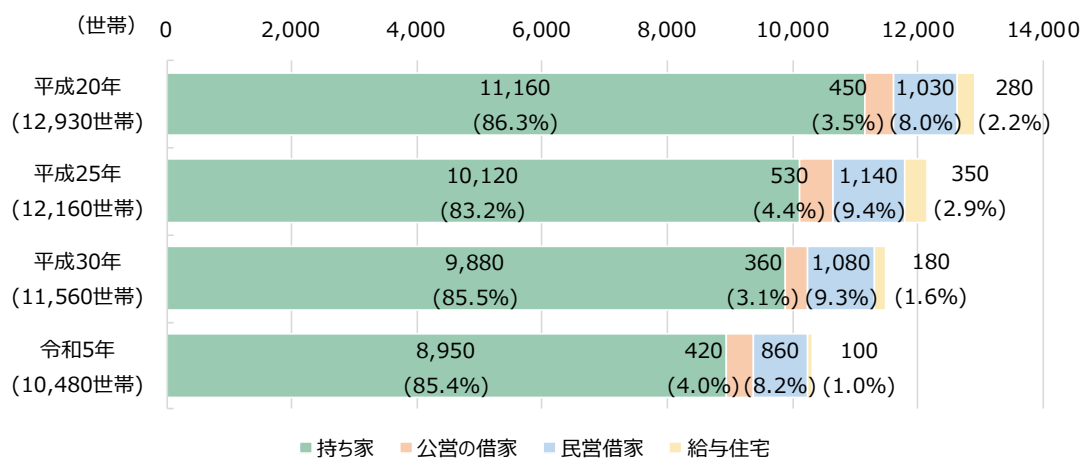
〔資料：住宅・土地統計調査〕

※空家には、賃貸用、売却用、別荘やその他の用途の二次的住宅を含む

図 住宅数・世帯数・空家数の推移

(2) 住宅の所有関係の推移

住宅の所有関係は、令和5年時点で「持ち家」が約85.4%と最も多く、次いで「民営借家」となっています。世帯数全体は減少し続けていますが、所有関係別の比率に大きな変化はありません。



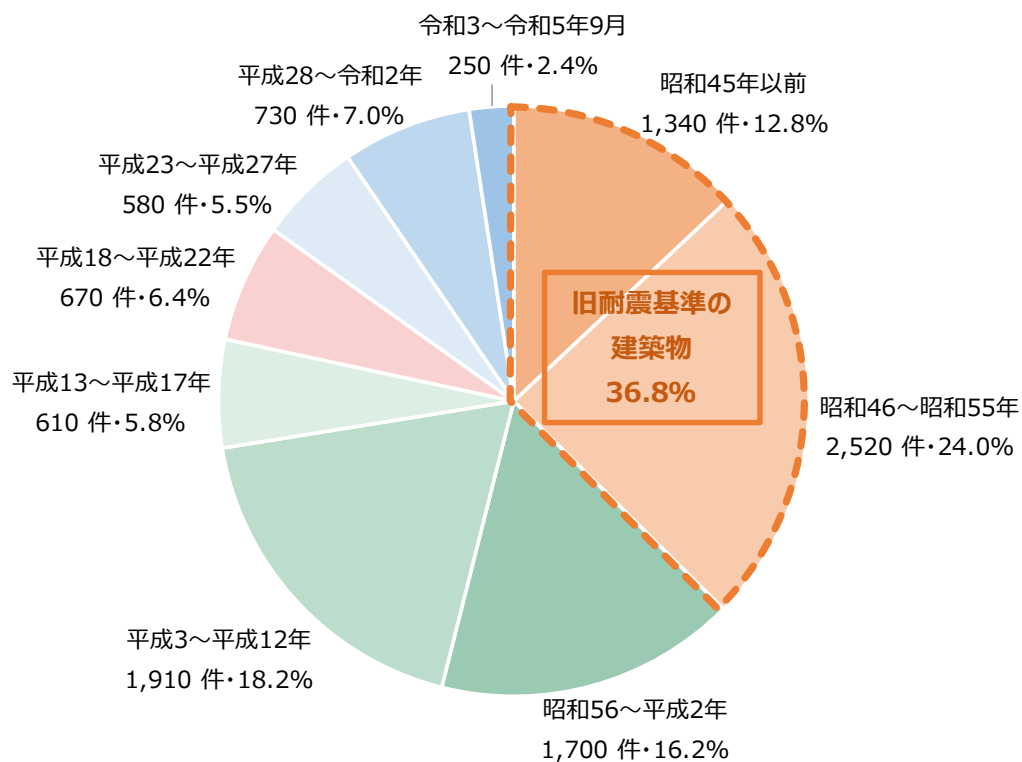
〔資料：住宅・土地統計調査〕

図 住宅数・世帯数・空家数の推移

(3) 住宅の建築時期

住宅の建築時期をみると、約4割が昭和55年以前に建築されており、45年以上が経過しています。これらの住宅は、昭和56年6月の新耐震基準施行前に建築されていることから、十分な耐震性が確保されていない住宅も含まれている可能性があります。

また、20年以内である平成18年以降に建築された住宅は、全体の2割程度となっています。

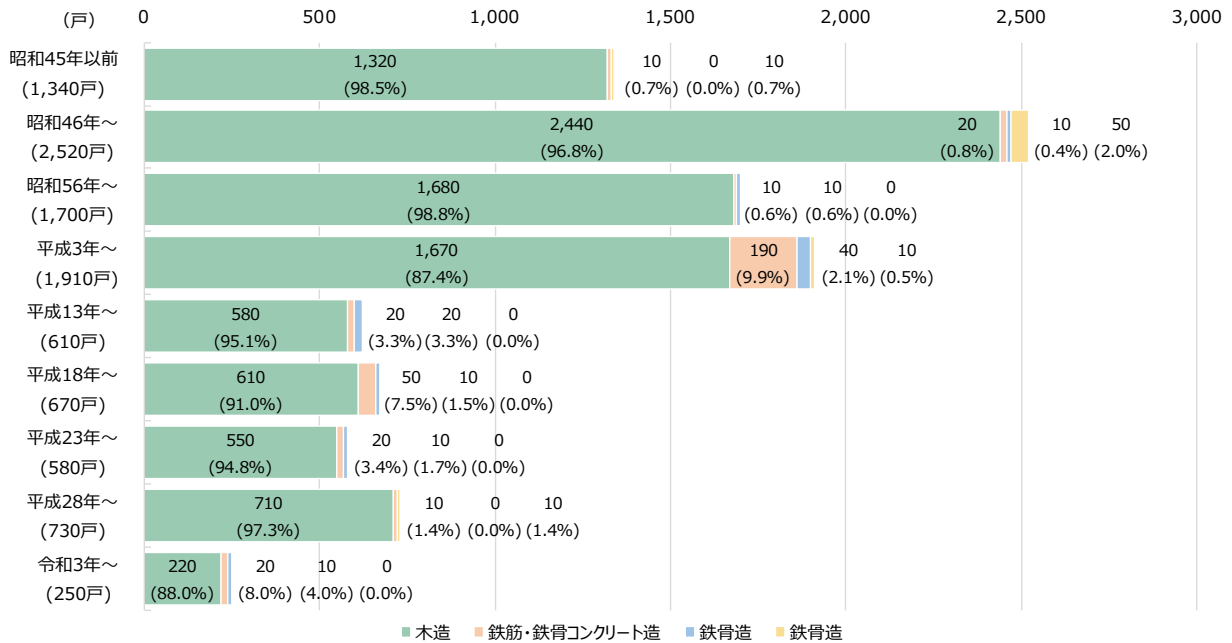


[資料：令和5年住宅・土地統計調査]

図 建築時期別戸数

(4) 建築時期別住宅の構造

建築時期別に住宅の構造を見ると、建築時期に関わらず「木造」の割合が最も高くなっています。平成3年～平成12年、平成18年～平成22年、令和3年以降の時期には、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」の住宅が1割程度を占めています。

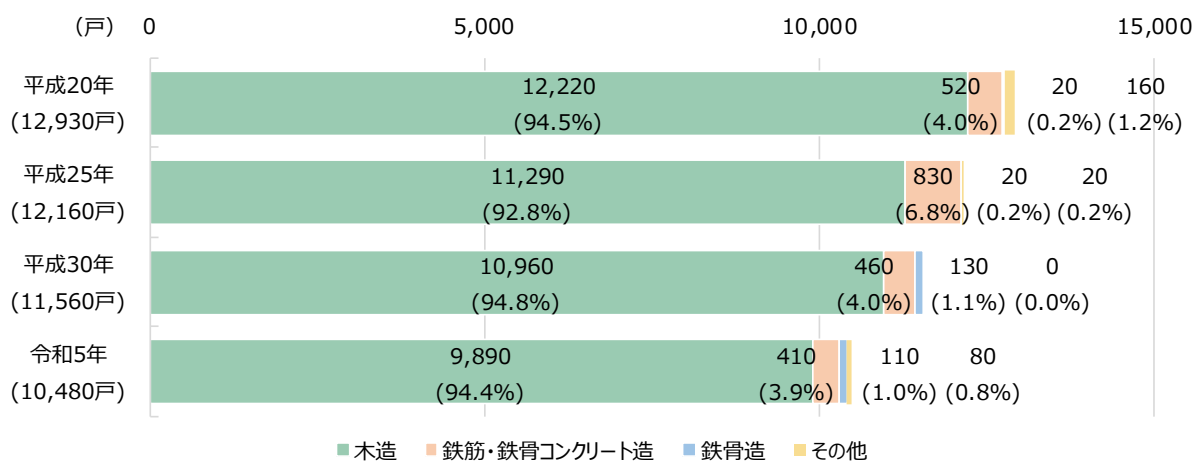


[資料：令和5年住宅・土地統計調査]

図 建築時期別住宅の構造

(5) 住宅の構造の推移

平成20年以降住宅数は減少していますが、構造別の比率に大きな変化はありません。住宅の構造は、令和5年時点で「木造」が94.4%を占めています。



[資料：住宅・土地統計調査]

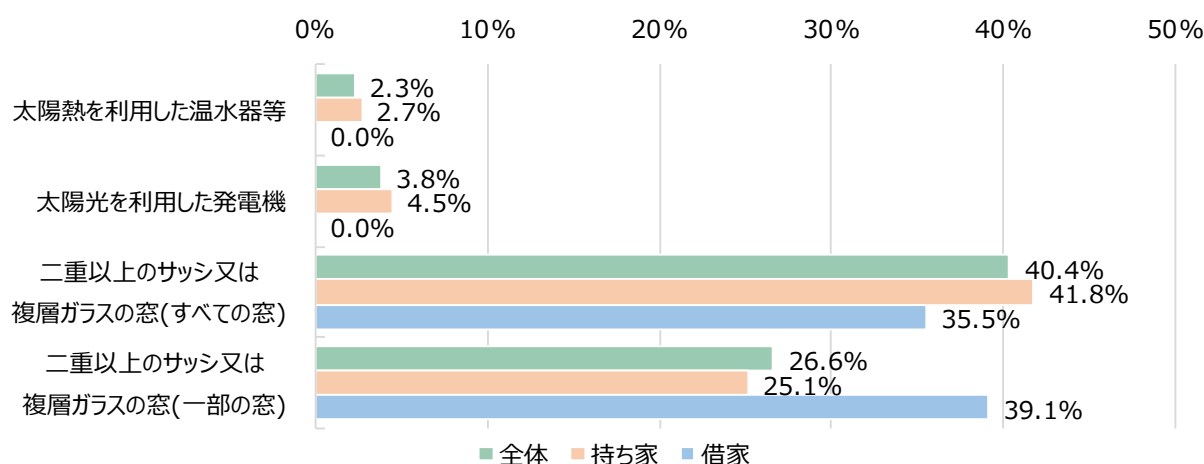
※令和5年より「木造（防火木造を除く）」と「防火木造」の区分が「木造」に統合されたため、令和5年以前は「木造（防火木造を除く）」と「防火木造」を合算して「木造」とした

図 住宅の構造の推移

(6) 省エネルギー設備の設置状況

省エネルギー設備の設置率をみると、全体では「二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓(全ての窓)」が40.4%と高く、「一部の窓」では26.6%となっています。「太陽熱を利用した温水器等」は2.3%、「太陽光を利用した発電機」3.8%と設置率が低い状況です。

「太陽熱を利用した温水器等」及び「太陽光を利用した発電機」を設置しているのは持ち家のみ、「二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓(一部の窓)」は持ち家よりも借家の設置率が高くなっています。

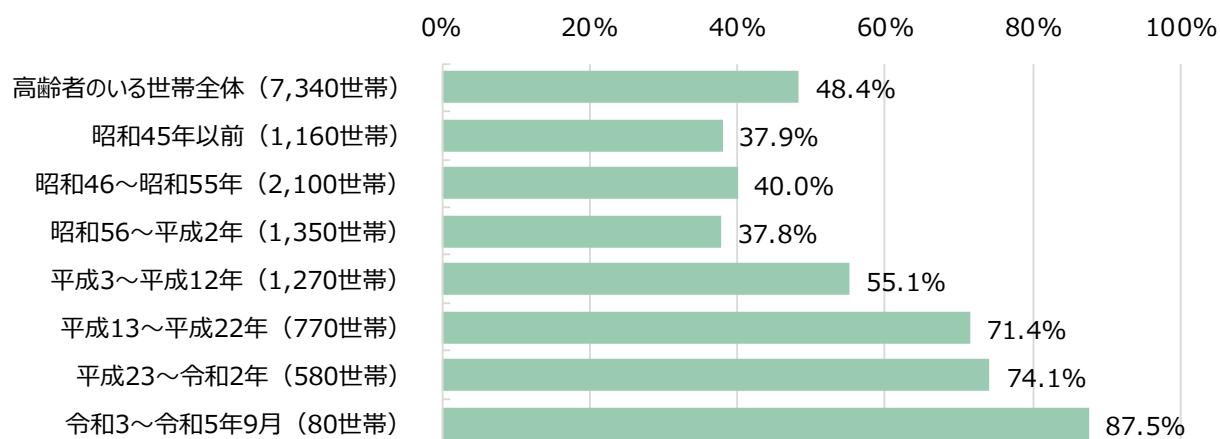


〔資料：令和5年住宅・土地統計調査〕

図 省エネルギー設備の設置率

(7) バリアフリー化の状況

高齢者のいる世帯の住宅を建築時期別にみると、建築時期が古い住宅ほどバリアフリー化¹された住宅の割合が低くなる傾向です。



〔資料：令和5年住宅・土地統計調査〕

図 建築時期別バリアフリー化住宅に住む高齢者のいる世帯の割合
(一定のバリアフリー化^{*})

※一定のバリアフリー化：高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること
・2箇所以上の手すりの設置 ・段差のない屋内

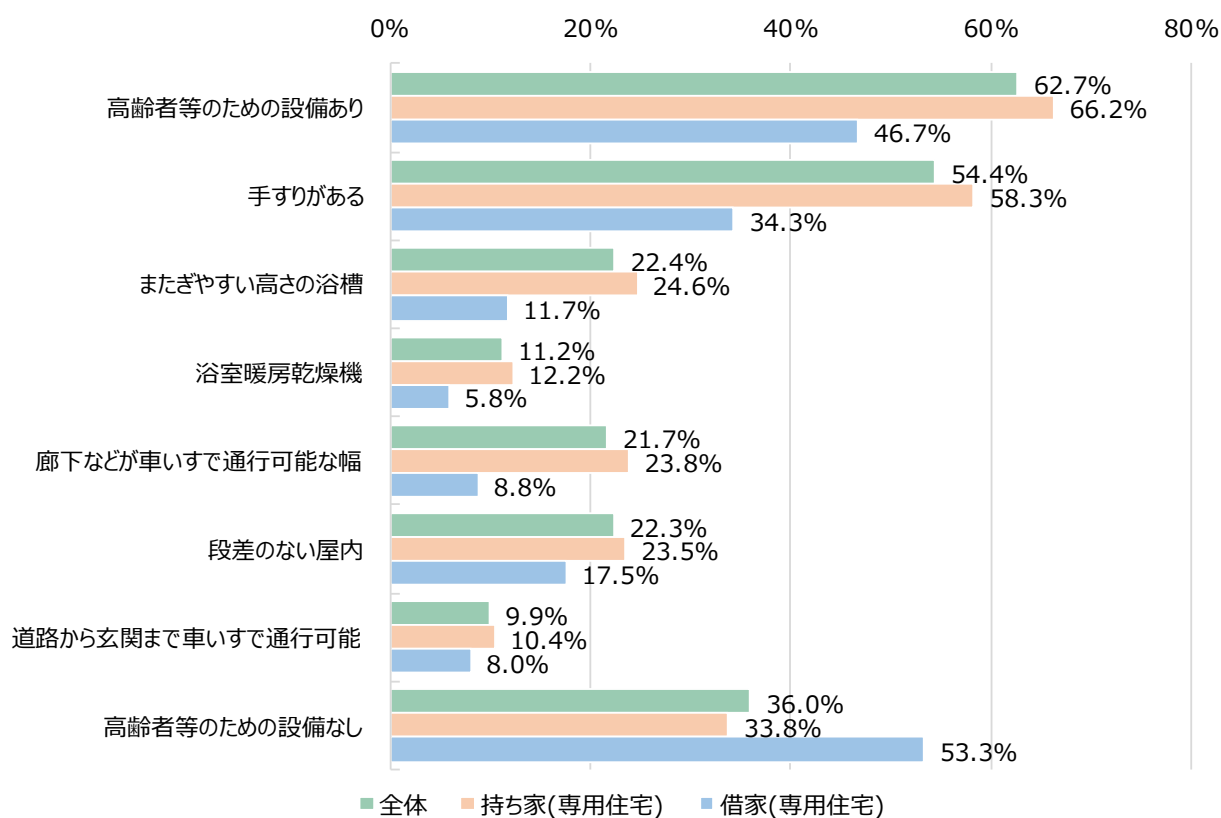
¹ 高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。

(8) 高齢者等のための設備の設置状況

本市の住宅全体では、いずれかの高齢者等のための設備がある住宅は 62.7%となっています。所有関係別にみると「持ち家(専用住宅)」の 66.2%に対し、「借家(専用住宅)」は 46.7%と大きな差が見られます。

設置されている設備では、「手すり」が 54.4%で最も多く、次いで「またぎやすい高さの浴槽」が 22.4%、「段差のない屋内」が 22.3%となっています。

高齢者等のための設備が設置されていない住宅は 36.0%で、特に「借家(専用住宅)」では 53.3%と半数の住宅に設備が設置されていません。



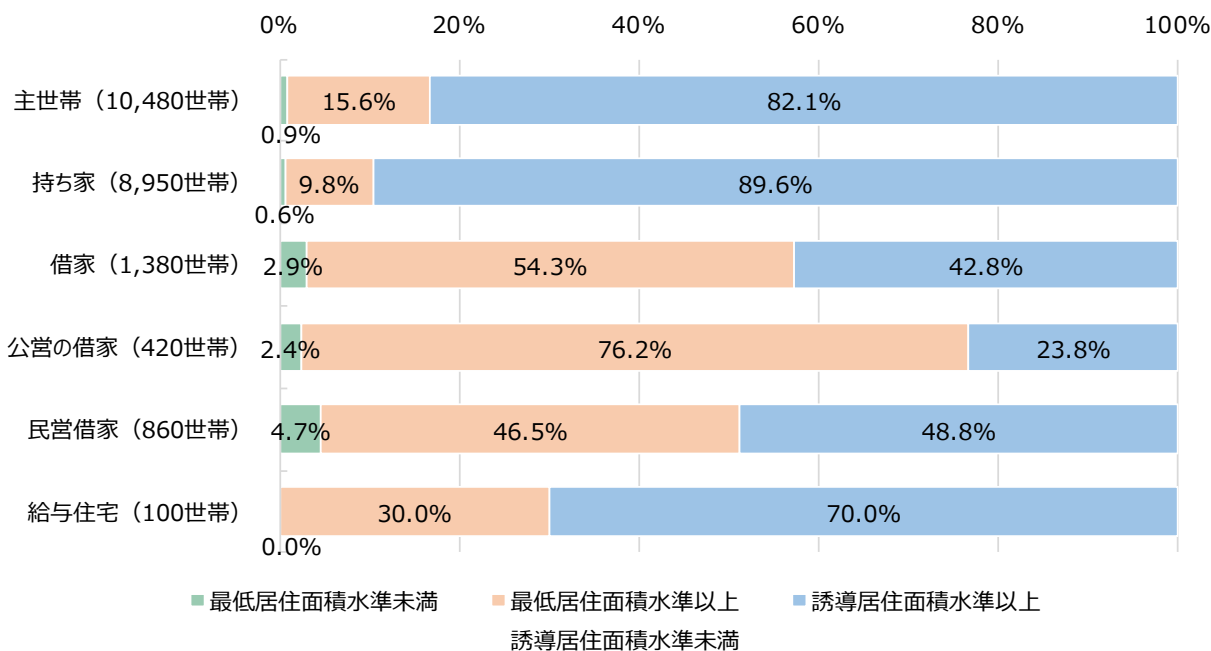
[資料：令和 5 年住宅・土地統計調査]

図 高齢者等のための設備の設置率

(9) 所有関係別の居住面積水準の状況

本市の主世帯 10,480 世帯のうち、82.1%が「誘導居住面積水準以上」の住宅に住んでいます。持ち家では約 9 割を占めていますが、借家ではその割合は半減します。

「最低居住面積水準未満」の住宅に住む世帯は、借家全体で 2.9%となっており、「民営借家」では 4.7%と、「公営の借家」や「給与住宅」と比較して高くなっています。借家のうち「公営の借家」は「最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満」の割合が 76.2%と最も大きくなっています。



〔資料：令和 5 年住宅・土地統計調査〕

※最低居住面積水準：世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

※誘導居住面積水準：世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

図 所有関係別居住面積水準の状況

参考表 世帯人数別の面積例 (単位：㎡)

	算定式	子どもに係る世帯人数の換算	单身	2人	3人	4人
最低居住面積水準	①単身者：25㎡ ②2人以上の世帯：10㎡×世帯人数+10㎡	3歳未満：0.25人	25	30 <30>	40 <35>	50 <45>
誘導居住面積水準	【都市居住型】 ①単身者：40㎡ ②2人以上の世帯：20㎡×世帯人数+15㎡	3歳以上 6歳未満：0.5人	40	55 <55>	75 <65>	95 <85>
	【一般型】 ①単身者：55㎡ ②2人以上の世帯：25㎡×世帯人数+25㎡	6歳以上 10歳未満：0.75人	55	75 <75>	100 <87.5>	125 <122.5>

< > 内は、3～5歳児が1名いる場合

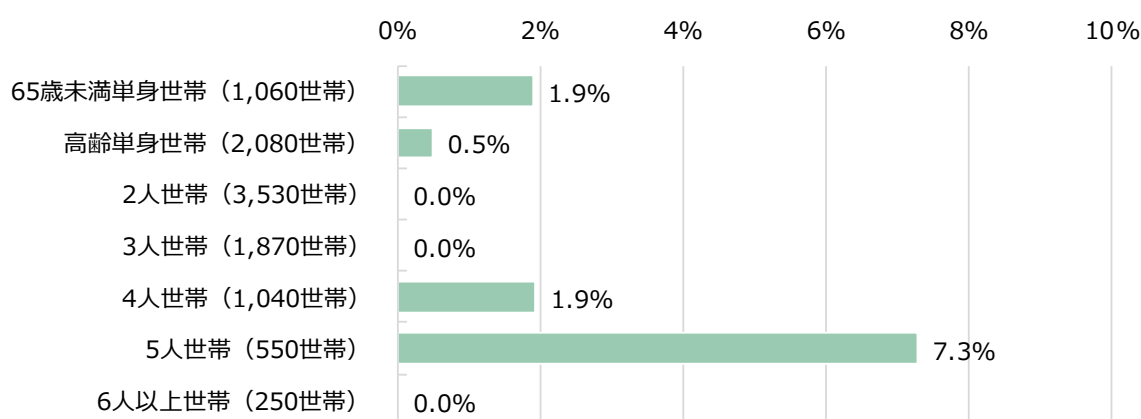
※子どもに係る世帯人数の換算により、世帯人数が2人に満たない場合は2人とする

※世帯人数が4人を超える場合は、5%控除される

(10) 最低居住面積水準未満の世帯（世帯人員別・世帯の型別）

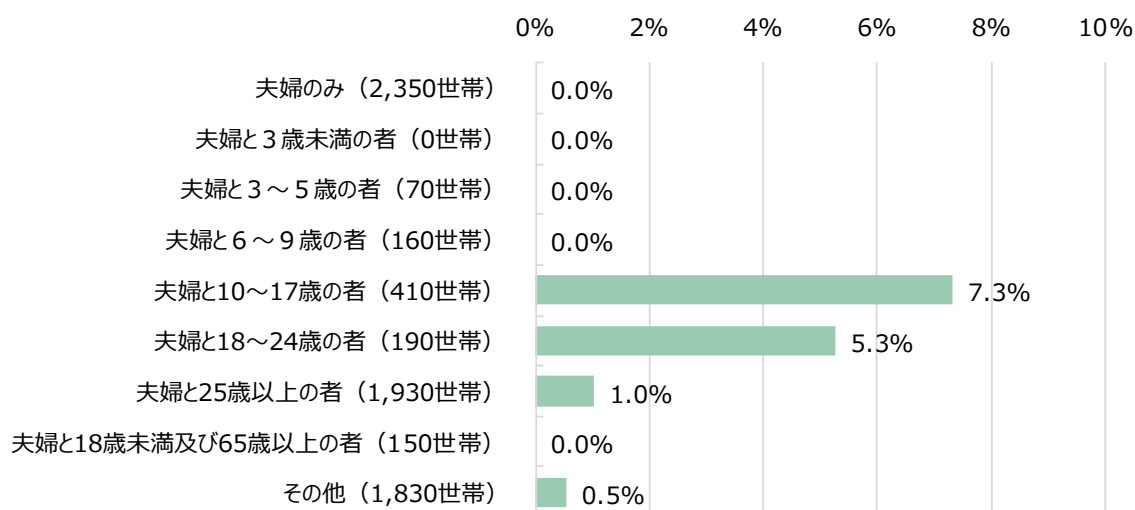
「最低居住面積水準未満」の住宅に住む世帯を世帯人員別にみると、「5人世帯」が7.3%と最も多く、次いで「4人世帯」が1.9%となっています。「2人世帯」「3人世帯」「6人以上世帯」では、「最低居住面積水準未満」の住宅に住む世帯はありません。

世帯の型別にみると、「夫婦と10～17歳の者」が7.3%と最も多く、次いで「夫婦と18～24歳の者」が5.3%となっています。子育て世帯のうち9歳以下の子どもがいる世帯では、「最低居住面積水準未満」の住宅に住む世帯はありません。



〔資料：令和5年住宅・土地統計調査〕

図 世帯人員別最低居住面積水準未満世帯の割合

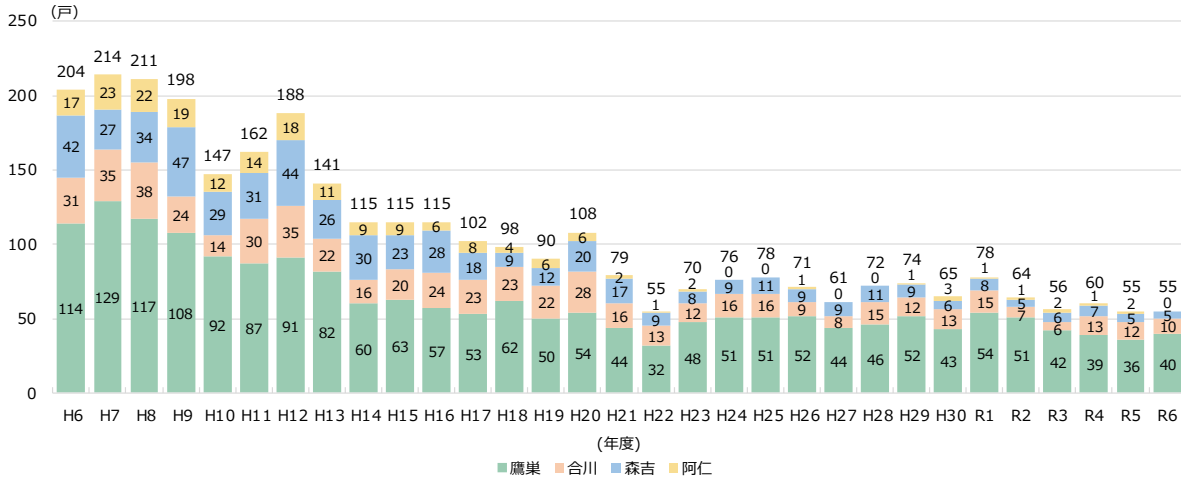


〔資料：令和5年住宅・土地統計調査〕

図 世帯人員別最低居住面積水準未満世帯の割合

(11) 新設住宅の動向

新設住宅数は、平成 21 年度以降 55～79 戸で推移しています。ほとんどの年度で鷹巣地区が半数以上を占めています。

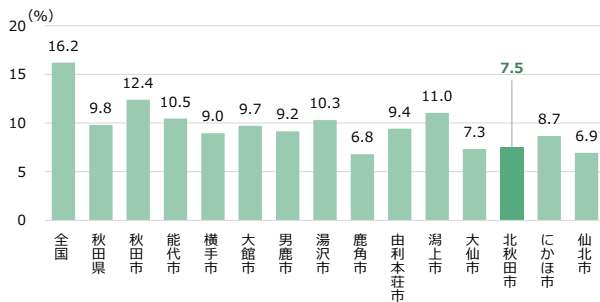


〔資料：北秋田市資料〕

図 新設住宅数の推移

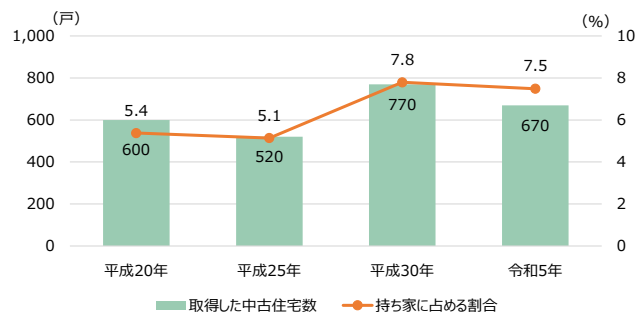
(12) 中古住宅の流通状況

令和 5 年、本市の持ち家住宅（8,950 戸）のうち中古住宅として購入した住宅（670 戸）の割合は 7.5%でした。全国平均の半分程度で、県平均をやや下回り、隣接する市の中では比較的低い方です。団塊の世代が 65 歳以上を迎えた直後の平成 30 年に購入数が増加しています。



〔資料：住宅・土地統計調査〕

図 中古住宅として購入した持ち家住宅の割合（令和 5 年）



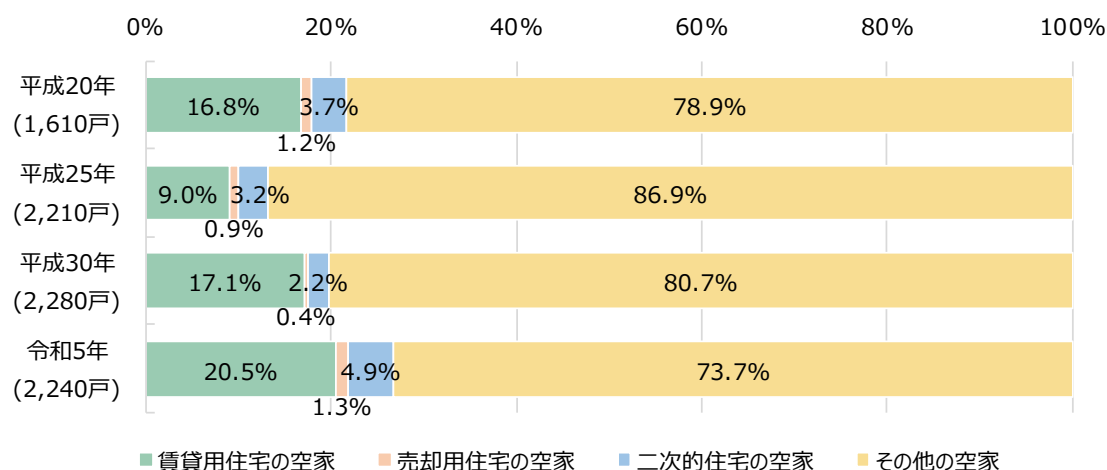
〔資料：住宅・土地統計調査〕

図 中古住宅購入数の推移

(13) 空家の推移

令和5年の空家の内訳を見ると「その他の空家」が73.7%を占め、次いで「賃貸用住宅の空家」が20.5%となっています。平成25年以降「その他の空家」の割合は減少しているものの、空家等全体の7割以上を占める状況は、平成20年から続いています。

「その他の空家」は市場で流通していないことから、老朽化が進行していることが懸念されます。



〔資料：住宅・土地統計調査〕

※空家には、賃貸用、売却用、別荘やその他の用途の二次的住宅を含む

図 空家の内訳

(14) 空家の発生状況

空家の発生状況を見ると、1,431件のうち95%がある程度の修繕により活用可能な空家となっています。一方、倒壊等の危険性や屋根、外壁が剥離し散乱する恐れがあるなど、周囲へ悪影響をもたらす可能性のある空家も54件確認されています。

約半数の空家は、本市の中心市街地部を含み比較的日常生活利便性が高い「鷹巣地区」に集中しています。

表 空家等建築物の総合的な適正管理度別件数

単位：件

	合計	A	B	C	D	管理	
						管理あり	管理なし
合計	1,431	54	7	11	1,359	306	1,053
鷹巣	652	21	0	6	625	144	481
合川	298	11	4	2	281	79	202
森吉	290	15	2	1	272	56	216
阿仁	191	7	1	2	181	27	154

A. 管理が行き届いておらず、損傷が激しく倒壊や建築材の飛散など危険が高い。

(老朽化が著しく、補修や解体が必要)

B. 管理が十分ではなく、損傷も見られ危険度がある。(かなりの改修工事が必要なレベル)

C. 管理が十分ではなく、損傷も見られ危険度がある。(ある程度の改修工事により再利用が可能なレベル)

D. ある程度の修繕により再利用が可能である。(多少の修繕または修繕がほとんど必要ない。)

〔資料：令和6年度北秋田市空家等実態調査〕

※空家には賃貸用等住宅を含まない

(15) 公営住宅等のストック状況

① 公営住宅等の概要

令和7(2025)年4月1日時点で、31団地265棟523戸の市営住宅等が整備されています。

表 市営住宅等一覧

No.	地区	種別	団地名	構造	階数	建設年度	棟数 (棟)	管理戸数 (戸)	入居戸数 (戸)	空家戸数 (戸)	うち政策 空家		
1	鷹巣	公営	南鷹巣団地	木造、簡易耐火	1、2	S53～55	41	129	105	24	3		
				木造	1	H28～R3							
2			胡桃館団地	木造、簡易耐火	1、2	S56～58	8	28	17	11	2		
3			高野尻団地	木造	1	H11～12	33	40	38	2	0		
					H13～14								
4			宮前町団地	中層耐火	4	H27	1	40	39	1	0		
5		単独	サンコーボラスなかない住宅	高層耐火	5	H9	1	40	14	26	2		
小計			5団地				84	277	213	64	7		
6	合川	公営	鳥屋岱団地	木造、簡易耐火	1	S52～53	12	20	3	17	17		
7			明田団地	木造	1	S54～55	17	17	12	5	5		
8			林岱団地	木造、簡易耐火	1	S56～58	28	29	14	15	2		
9			松ヶ丘団地	木造	1	S60、H1	15	15	9	6	0		
10			下杉団地	木造	1	S63	5	5	3	2	1		
11			田の沢団地	木造	1、2	H11～12	6	22	17	5	0		
					1	H13							
12		上杉駅前団地	木造	1	H18	3	5	4	1	0			
13		特公	上杉団地	木造	1	H9	6	6	3	3	0		
小計			8団地				92	119	65	54	25		
14	森吉	公営	長野岱団地	木造	1	S60	10	10	10	0	0		
						R6							
15			陣場岱団地	木造	1	H3	3	3	2	1	0		
16			松山町団地	木造	2	H4	6	6	5	1	0		
17			御嶽団地	木造	1	H5	5	10	4	6	0		
18			伊勢ノ森団地	木造	2	H5	10	10	6	4	1		
19			上野第2団地	木造	1	H10	4	4	4	0	0		
20			伊勢ノ森第2団地	木造	2	H10	4	4	4	0	0		
21			冷水岱団地	木造	1	H14	3	10	10	0	0		
22				単独	上野住宅	木造	1	H9	1	6	3	3	1
23					陣場岱第2住宅	木造	1	H10	2	4	4	0	0
24			特公	諏訪岱団地	木造	2	H11	4	4	3	1	0	
25			米内沢駅前団地	木造	2	H13	5	5	5	0	0		
小計			12団地				57	76	60	16	2		
26	阿仁	公営	比立内団地	木造	1	S55～56	10	10	6	4	0		
27			三両団地	木造	1	S57	4	4	3	1	0		
28			上岱団地	木造	1	S62	6	6	5	1	0		
29			上新町団地	木造	2	H1、H6	5	10	4	6	0		
30			畑町団地	木造	1	H21～22	4	15	12	3	0		
				R4									
31			東裏団地	木造	1	R5	3	6	6	0	0		
小計			6団地				32	51	36	15	0		
合計			31団地				265	523	374	149	34		
公営住宅							246	458	342	116	31		
特定公共賃貸住宅							15	15	11	4	0		
市単独住宅							4	50	21	29	3		

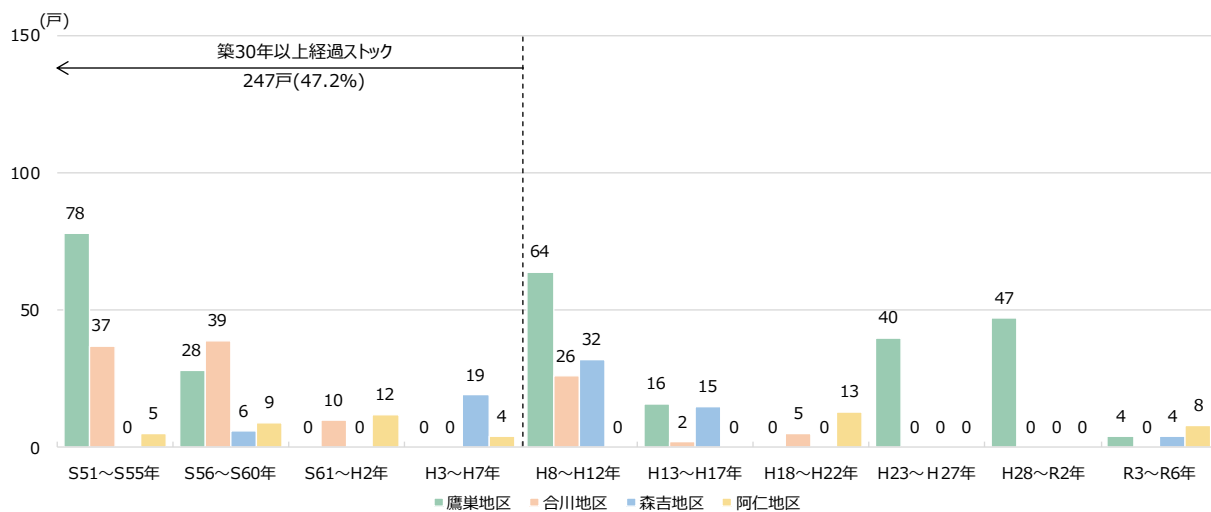
資料：北秋田市公営住宅等第2期長寿命化計画(令和8年3月改定)

目標年次における耐用年限の経過状況

■	耐用年限の1/2未満：143戸
■	耐用年限1/2以上耐用年限未満：51戸
■	耐用年限以上：329戸

② 建築時期別公営住宅等ストックの状況

本市の市営住宅 523 戸(令和 7 年 4 月 1 日現在)のうち、建設後 30 年以上を経過した住宅が半数(247 戸)を占めており、そのうち、昭和 56 年 6 月の新耐震基準施行前に建築された住戸が 120 戸となっています。旧耐震基準で建設された住戸は、市営住宅が多く整備されている鷹巣地区に集中しています。

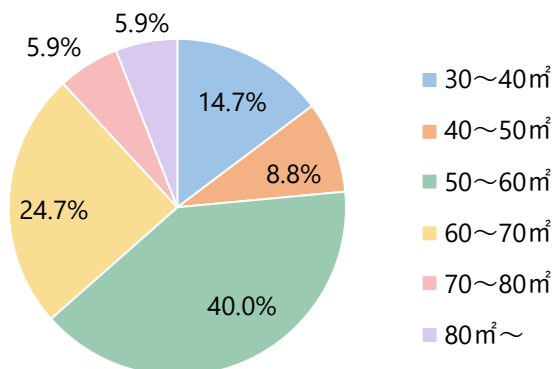


〔資料：北秋田市公営住宅等第 2 期長寿命化計画(令和 8 年 3 月改定)〕

図 建築時期別公営住宅等ストックの状況

③ 住戸規模別住戸数

本市の市営住宅 523 戸(令和 7 年 4 月 1 日現在)のうち 50～60 m²の住戸が 40.0%で最も多く、次いで 60～70 m²が 24.7%となっています。



単位：戸

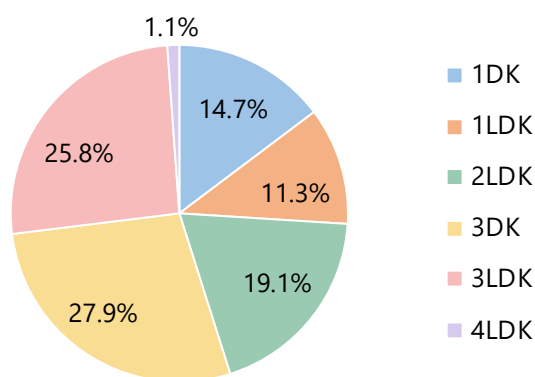
	30～40m ²	40～50m ²	50～60m ²	60～70m ²	70～80m ²	80m ² ～	計
戸数	77	46	209	129	31	31	523
割合	14.7%	8.8%	40.0%	24.7%	5.9%	5.9%	100.0%

〔資料：北秋田市公営住宅等第 2 期長寿命化計画(令和 8 年 3 月改定)〕

図表 住戸規模別戸数割合

④ 住戸タイプ別住戸数

523 戸のうち 3DK が 146 戸 (27.9%) で最も多く、次いで 3LDK が 135 戸 (25.8%)、2LDK が 100 戸 (19.1%) となっています。



単位：戸

タイプ	戸数	割合
1DK	77	14.7%
1LDK	59	11.3%
2LDK	100	19.1%
3DK	146	27.9%
3LDK	135	25.8%
4LDK	6	1.1%
計	523	100.0%

〔資料：北秋田市公営住宅等第 2 期長寿命化計画(令和 8 年 3 月改定)〕

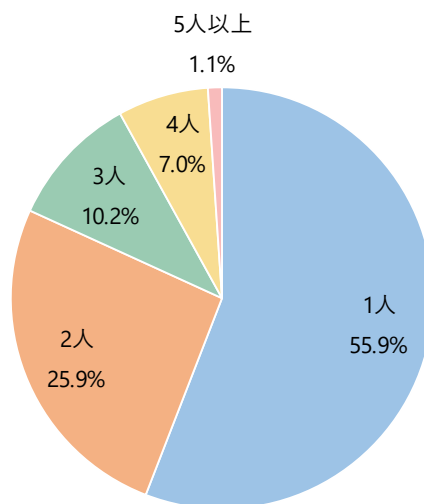
図表 住戸タイプ別住戸数

(16) 市営住宅の入居状況

① 入居者の世帯構成

市営住宅の入居世帯は374世帯で、入居者全体の世帯構成では1人世帯が55.9%と全体の約6割、2人世帯が25.9%と3割弱を占めています。

地区別にみると、鷹巣地区と阿仁地区で1人世帯が半数以上を占めています。



入居世帯数		世帯人員				
	合計	1人	2人	3人	4人	5人以上
(世帯)	374	209	97	38	26	4
(割合)	100.0%	55.9%	25.9%	10.2%	7.0%	1.1%

〔資料：北秋田市公営住宅等第2期長寿命化計画(令和8年3月改定)〕

図 世帯人員別世帯構成

表 地区別入居世帯状況

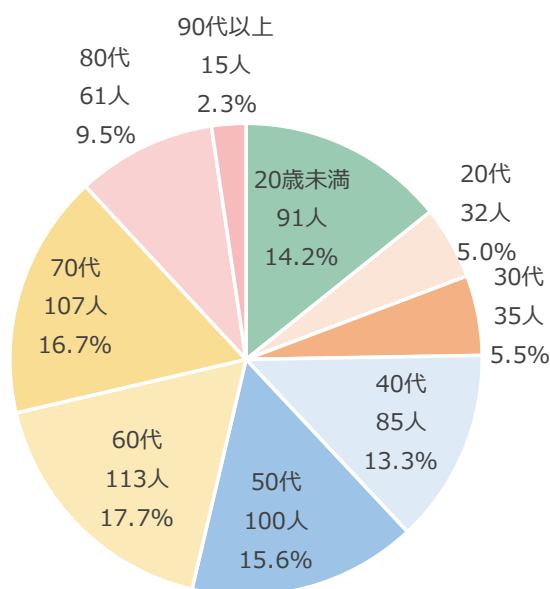
	入居世帯数		世帯人員別世帯数 (地区別入居世帯数に占める割合)								
	合計		1人		2人		3人		4人		5人以上
鷹巣地区	213	143	67.1%	49	23.0%	10	4.7%	11	5.2%	0	0.0%
合川地区	65	28	43.1%	15	23.1%	15	23.1%	6	9.2%	1	1.5%
森吉地区	60	18	30.0%	22	36.7%	8	13.3%	9	15.0%	3	5.0%
阿仁地区	36	20	55.6%	11	30.6%	5	13.9%	0	0.0%	0	0.0%
合計	374	209	55.9%	97	25.9%	38	10.2%	26	7.0%	4	1.1%

〔資料：北秋田市公営住宅等第2期長寿命化計画(令和8年3月改定)〕

② 入居者の年齢構成

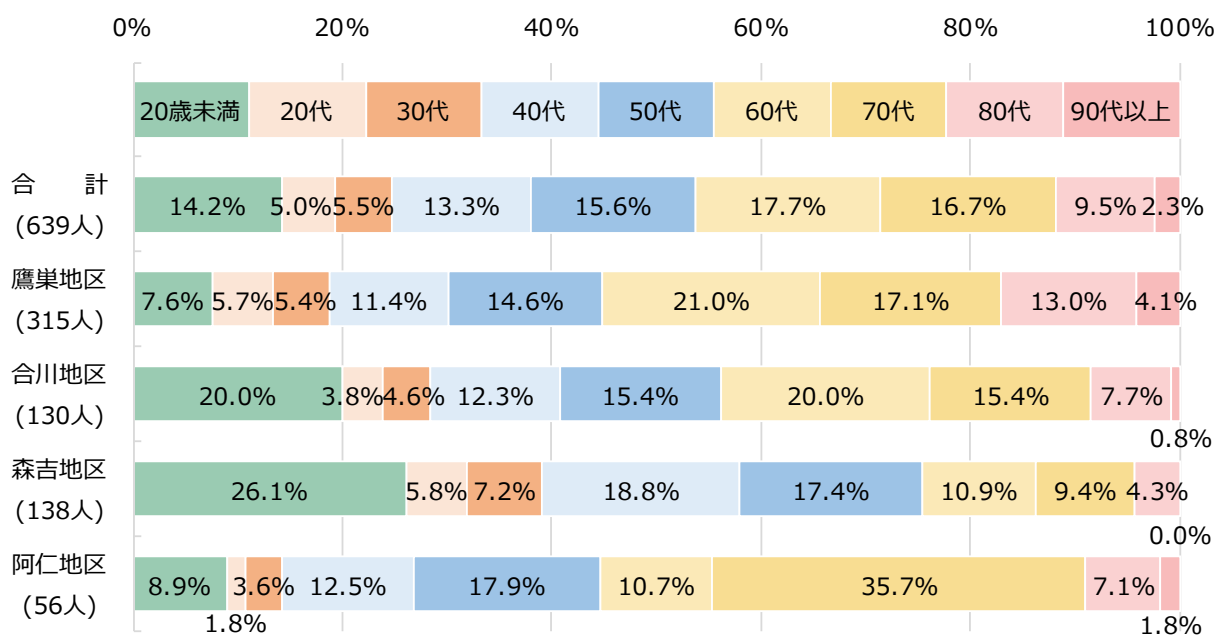
市営住宅の入居者数は639人で、年齢層別では60代が全体の17.7%、70代が16.7%を占めています。

鷹巣地区と阿仁地区では、60代以上の入居者が半数を占めています。合川地区と森吉地区では、20歳未満の割合が20.0%以上となっています。



〔資料：北秋田市公営住宅等第2期長寿命化計画(令和8年3月改定)〕

図 令和7年4月1日現在の市営住宅の入居者状況(年齢層別)



〔資料：北秋田市公営住宅等第2期長寿命化計画(令和8年3月改定)〕

図 令和7年4月1日現在の市営住宅の地区別入居者状況(年齢層別)

第 3 章 住宅・住環境を取り巻く現況と課題

総合計画に示す「目指すまちの姿」及び持続可能で豊かな住生活の実現に向け、現況と課題（問題解決の方向性）を整理します。

現況

上位計画等	<p>国の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰一人取り残さない社会の実現に向け持続可能な開発目標SDGsへの取組。 ● 防災・減災、新たな住まい方、脱炭素社会の実現に関する施策を追加（住生活基本計画・全国計画）。 ● 特定空家化の未然防止（空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正）。 ● 要配慮者の住宅確保（住宅セーフティネット法の一部改正）。 <p>本市総合計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重点目標①「年齢や性別を問わず希望を持って、安心して暮らせる生活環境の創生」。 	上位計画等の方針
広域的な現況	<p>地域・住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 転居を考える理由は「買い物」「交通」の不便さ、「高齢者の住みづらさ」。 <p>災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年、全国各地で豪雨災害による河川の決壊や浸水被害、土砂災害が発生。 ● 想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合、最大浸水深は居住者の多い JR 鷹ノ巣駅南側において 3m。 	住環境
人口・世帯の現況	<p>人口・世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総人口、世帯数・世帯人員ともに減少。 <p>高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は約 7 割。高齢者のみ単身世帯、夫婦世帯が増加。 <p>社会移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移住者は年間 40～50 世帯、60～70 人程度で推移。子育て世帯が 2 割、6 割以上は 20～50 代の単身者。転入は首都圏から、転出先は秋田市が多い。 <p>住宅確保要配慮者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯年収 200 万円未満の世帯は全世帯の約 1/4。 	居住者
住宅に関する現況	<p>住宅ストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持ち家率は約 9 割。平成 20 年からの 15 年間で住宅総数・世帯数はともに減少。住宅の約 4 割が築 45 年以上の旧耐震基準の建物。 ● 再生可能エネルギー利用設備の設置状況は 5%以下。二重以上のサッシ等窓ガラスは設置が進みつつある。 ● 10 代の子を持つ世帯人員 5 人以上の世帯で「誘導居住面積水準」に満たない世帯が多い。 <p>既存ストック（空家）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和 5 年空家等の内訳は「その他の空家」が 7 割、「賃貸用住宅の空家」が 2 割。令和 5 年中古住宅の購入数は 600 戸を超え、新築住宅の約 12 倍。 ● 約半数の空家は、本市の中心市街地部を含む「鷹巣地区」に集中。 ● ある程度の修繕により再利用が可能と判断される空家は 95%、このうち管理されている空家は 2 割。 <p>公営住宅（公営住宅等長寿命化計画に準拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅の入居世帯は 374 世帯、単身世帯が全体の約 6 割、2 人世帯が 3 割弱。鷹巣地区と阿仁地区では 60 代以上の入居者が約半数、合川地区と森吉地区では 20 歳未満の割合が 20.0%以上。 ● 公営住宅等の住戸規模や住戸タイプは、少人数向けの住戸は 2 割程度である。 ● 本市の市営住宅のうち建設後 30 年以上を経過した住宅が半数。旧耐震基準の住戸が 120 戸（全体の約 2 割）。 	住宅・既存ストック 住宅セーフティネット

⑦＝アンケート結果より

本計画の目的

「持続可能で豊かな住生活を実現」したい、そのためには？

総合計画の重点目標①

「年齢や性別を問わず希望を持って、安心して暮らせる生活環境を創生」したい、そのためには？

課題

上位計画等

本市

新たな住まい方の促進

視点1 | 居住者

- ・子育て世帯のニーズに合った住まいの供給等、子育てしやすい環境を整えたい。
- ・増加する高齢世帯（単身、夫婦等）が安心して生活できるよう居住・生活支援ニーズに対応したい。
- ・移住者や若年層が利用しやすい住宅を確保するため、民間事業者と情報共有しながら新築以外の居住の選択肢を増やしたい。

ライフスタイルや家族形態の変化に住生活の面から対応し、だれもが安心して生活できるようにしたい。

⇒基本目標1へ

脱炭素社会の実現

特定空家化の未然防止

視点2 | 住宅ストック・既存ストック

- ・既存ストックの価値向上にもつなげる住宅の断熱化・省エネ化・バリアフリー化など住宅性能の向上を促したい。
- ・住まいの防災性・防犯性を高めたい。
- ・危険空家の除却を進め、土地利用の循環を促したい。
- ・住み替え促進と合わせ、空家にせず中古住宅として流通する動向を後押ししたい。

新旧住宅の性能向上を促進するとともに、既存ストックの空家化を未然に防止し、住宅ストックとして活用したい。

⇒基本目標2へ

防災・減災の推進

視点3 | 住環境

- ・生活利便性が居留意向に影響する。生活エリアと都市機能を一体的に捉え、暮らしやすさの改善に繋げたい。
- ・住環境として地域の防災性・防犯性を高めたい。
- ・本市の魅力である自然景観を生かしたい。
- ・森林の保全と木材利用を両立したい。

自然景観がもたらす暮らしの豊かさと、暮らしやすく、暮らし続けることを容易にする住環境を両立したい。

⇒基本目標3へ

要配慮者の住宅確保

視点4 | 住宅セーフティネット

- ・要配慮者、低所得世帯の住の受け皿として市営住宅を適正に運用したい。
- ・高齢者、単身世帯、子育て世帯等、入居者の特性に地域差がある。地域特性に応じ柔軟に運用したい。
- ・除却や建替え、大規模な改善が必要な時期を迎えている。中長期的な維持管理・更新を効率的に行いたい。

住宅セーフティネットとしての市営住宅を、入居者の住宅ニーズに沿った形で運用し、公的な住宅ストックとして質を維持したい。

⇒基本目標4へ

第 4 章 本計画でめざすこと

1. 計画の体系

持続可能で豊かな住生活の実現に向け、前章までの検討を踏まえ、今後 10 年間（＝本計画期間）の住生活施策において、めざす姿、目標と方向性を以下のとおりとします。第 5 章では、めざすことの実現に向け何に取り組むのか、施策の方向性ごとの推進施策を示します。

基本理念		人と自然のぬくもりで 幸せを享受できる北秋田暮らし										
		基本目標1			基本目標2			基本目標3			基本目標4	
第 4 章	基本目標	だれもが安心して暮らし続けられる住生活の実現			良質な住宅ストックの形成と流通の促進			自然のぬくもりと共存する住環境の形成			住まいの安心を確保する市営住宅の適正な管理	
第 5 章	施策の方向性	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2
		多様な居住ニーズへの対応	高齢者等への住生活支援	移住促進	良質な住宅ストックへの更新	協働による住宅ストックの形成と流通促進	空家対策の強化	暮らしやすさの向上	災害につよい地域づくり	魅力を活かしたまちなみ形成	セーフティネットとしての公営住宅の確保	良質な公営住宅ストックの形成
上位計画等の課題		新たな住まい方の促進			脱炭素社会の実現 特定空家化の未然防止			防災・減災の推進			要配慮者の住宅確保	

※前計画からの変更点：前計画では基本目標 1 に含まれていた住宅セーフティネットに関する施策を基本目標 4 として別立てしました。

※4-2 良質な公営住宅ストックの形成について、詳細は公営住宅長寿命化計画に記載します。

2. 基本理念（めざす姿）

基本理念（めざす姿）は、持続可能で豊かな住生活の実現を前提として、これからの10年間で本市がめざす住生活の姿をより具体的に表したものです。総合計画における重点目標や基本目標（生活環境基盤）を踏まえ、住生活分野における本計画の取組をもって、総合計画に示す将来像の達成をめざします。

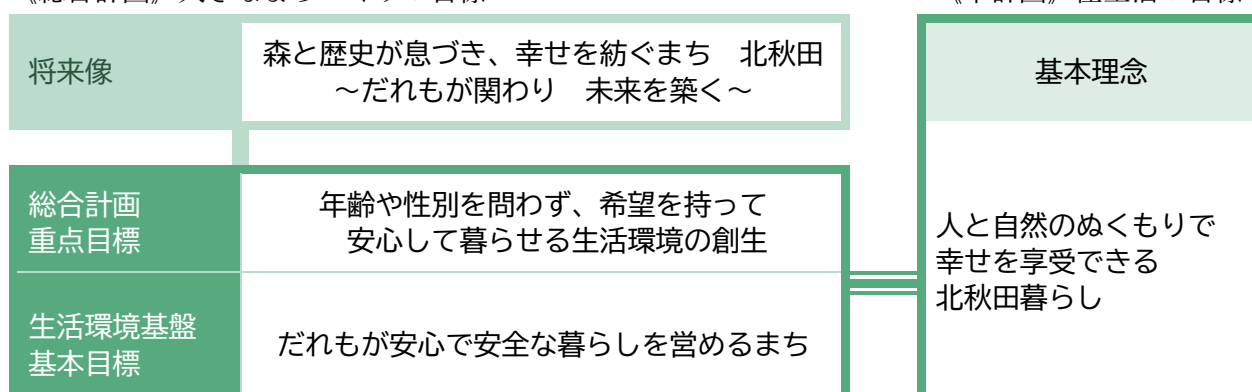
人と自然のぬくもりで 幸せを享受できる北秋田暮らし

本計画の基本理念「人と自然のぬくもりで 幸せを享受できる北秋田暮らし」は、市総合計画の将来像「幸せを紡ぐまち」を住まいの側面から具現化するものです。

「幸せを享受できる」とは、良質な住宅の確保に加え、豊かな自然や歴史、地域コミュニティの温かなつながりなど「人と自然のぬくもり」の中で、誰もが自分らしく安らぎを実感できる状態を指します。ハード・ソフト両面から住生活の質を向上させ、多世代が関わり、支え合う住環境を整えることで、人口減少社会においても日々の喜びを分かち合える暮らしの実現を目指します。

《総合計画》大きなまちづくりの目標

《本計画》住生活の目標



3. 基本目標

基本理念（めざす姿）の実現に向け、基本目標を以下のとおり設定しました。

居住者（対象）別の多様な暮らしやすさ実現に向けた幅広い取組目標

基本目標1 | だれもが安心して暮らし続けられる住生活の実現

住宅そのものだけでなく生活支援等ソフト対策等を含みます。子育て世帯、若年・単身世帯など対象ごとに異なる居住ニーズ、高齢者や障がい者など身体機能の変化に伴うニーズに対応することで、「だれもが」安心して暮らし「続けられる」住生活の実現を目指します。また、本市への移住等を希望する層へ向けて、居住に関する支援を行い、移住及び定住促進を図ります。

住宅建物自体に関する取組目標

基本目標 2 | 良質な住宅ストックの形成と流通の促進

住宅建物は個人の所有物であることは勿論、少し大きな範囲から見ると、まちなみの一部、隣近所や地域の住環境を構成する一部でもあります。家族形態やライフスタイルが変化するなか、持ち家を活かす方策を行政と市民が協働で模索することが必要です。市民の持つ住宅ストックの付加価値を高めるため住宅性能の向上を促し、既存ストック（空家）をまちのマイナス財産としないための早めの取組により「良質」な住宅ストックの形成と「流通」を促進します。

住宅の周辺環境を含むまちの形成に関する取組目標

基本目標 3 | 自然のぬくもりと共存する住環境の形成

本市の市域のうち宅地は1%程度ですが、人の居住する場所は鉄道・国道沿いに細長く分布し、アンケートでは場所により生活利便性への不安が言及されています。一方で豊かな森林が本市の景観を形づくるとともに材木資源にもなっています。自然景観を保全しつつ森林資源の循環を促進すること、生活利便性向上に向けた都市機能の配置を検討すること、災害時の安全をまちの構造上から確保することなどにより「自然のぬくもり」と共存する住環境の形成を図ります。

住宅セーフティネットに関する取組目標

基本目標 4 | 住まいの安心を確保する市営住宅の適正な管理

「セーフティネット」とは、事故や病気、失業、災害などのリスクに備えて、生活の安全や安心を守るための制度や仕組みの総称です。本市では市営住宅が住宅セーフティネットの役割を担っています。様々なリスクを持った人たちの受け皿として市営住宅を確保すること、住宅ストックとしての市営住宅の建物や設備の状態を良好に保つことにより、市民の「住まいの安心を確保する」市営住宅の適正な管理を図ります。

図 基本目標の対象（概念図）



第 5 章 推進する施策

基本理念「人と自然のぬくもりで 幸せを享受できる北秋田暮らし」の実現に向け、基本目標に対応した施策の方向性を以下のとおり設定しました。施策の方向性ごとに実現化の手法として推進施策を位置づけました。推進施策は基本的に前計画から継続し、国の方針・上位課題や本市の居住者ニーズの変化を踏まえ内容を更新しました。

行政の関連部局や民間の関係団体、市民や事業者との連携を図りながら計画を推進します。また、今後も国の住宅政策の更新等を踏まえ、必要に応じて、施策内容等を見直します。

基本目標 1 の施策

基本目標	1	だれもが安心して暮らし続けられる住生活の実現
施策の方向性	1-1 1-2 1-3	多様な居住ニーズへの対応 高齢者等への住生活支援 移住促進

基本目標 1 では、「だれもが安心して暮らし続けられる住生活の実現」を目指し、多様な居住者（対象）別の住生活ニーズに対応し「新たな住まい方の促進」等の重点課題に取り組みます。

1-1. 多様な居住ニーズへの対応

推進施策	内容
1-1-1 子育てしやすい住生活への支援	子育て世帯のニーズに応じた規模、家賃の住宅の供給を促進し、子育てしやすい居住環境の整備、ニーズに応じた支援やサービスの充実に努めます。
1-1-2 若年世帯・単身世帯が暮らしやすい住生活への支援	持ち家率が高い本市において、若年世帯・単身世帯が、家を持たなくとも快適に暮らし続けることができるよう賃貸住宅の充実等環境整備に努めます。
1-1-3 働く人のニーズに合った住生活への支援	民間事業者や部局間で連携し、公営住宅の活用も含めた柔軟な制度運用を図り、外国人労働者や二地域居住など多様な働く人のニーズを満たす住宅の供給に努めます。

主な担当課：こども課・建設課・産業政策課

関連事業

すこやか子育て支援事業／少子化対策事業・地域子育て支援拠点事業／ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業／公営住宅等整備事業／外国人材確保支援事業

1-2. 高齢者等への住生活支援

推進施策	内容
1-2-1 高齢者向け住まいの確保	65歳以上のひとり暮らし及び夫婦のみ世帯で、在宅で暮らすことに不安のある方に、住居提供等の支援を行います。
1-2-2 福祉と連携した包括的な生活支援	いつまでも安心して住み続けることができるよう、生活支援、介護予防、生きがい活動支援に資する各種事業を行います。
1-2-3 住宅のバリアフリー化の促進	住み慣れた住宅で生活が継続できるよう、段差の解消や手摺りの設置など、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、制度について周知・情報提供を行います。

主な担当課：高齢福祉課

関連事業

生活支援ハウス運営事業／介護予防・地域支え合い事業／高齢者等日常生活支援事業／地域包括支援センター運営委託事業／老人クラブ活動支援事業／介護保険事業

1-3. 移住促進

推進施策	内容
1-3-1 移住に関する情報発信	本市への移住促進のため、移住フェアなどイベントへの参加や移住・定住ポータルサイト等を活用し、移住施策の情報発信を行います。
1-3-2 移住希望者への相談対応	本市への移住を希望する方を対象に、住居確保の支援制度や仕事・子育てなどの暮らしについての情報提供など、相談対応を行います。
1-3-3 移住体験の推進	農業や林業体験を含む、本市の豊かな自然や地域の生活を実感してもらえるメニューと併せ、移住体験住宅を活用し、移住体験を推進します。

主な担当課：産業政策課

関連事業

移住者住まい応援事業／移住者住宅支援事業／移住体験事業

基本目標 2 の施策

基本目標	2	良質な住宅ストックの形成と流通の促進
施策の方向性	2-1 2-2 2-3	良質な住宅ストックへの更新 協働による住宅ストックの形成と流通促進 空家対策の強化

基本目標 2 では、「良質な住宅ストックの形成と流通の促進」を図り、住宅ストックの地域内循環に向け「脱炭素社会の実現」「防災・減災の推進」及び「特定空家化の未然防止」等の重点課題に取り組めます。

2-1. 良質な住宅ストックへの更新

推進施策	内容
2-1-1 民間住宅のリフォーム等への支援及び制度の周知	住宅の増築工事やリフォーム工事を行う市民に補助金を交付し、居住環境の質の向上を図ります。
2-1-2 耐震診断及び耐震改修の促進及び制度の周知	住宅の耐震化に関して市民の意識を醸成し理解を促すため、多様な手段による情報発信を行い、既存住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。
2-1-3 防災性に配慮した住まいづくりの推進	自然災害リスクを踏まえた造成等、建築・宅地開発事業者への指導を行います。住宅用火災警報器の効果など防災性を高める設備等について情報提供し、設置を促進します。
2-1-4 循環型社会の構築へ向けた住まいづくり	住宅の断熱リフォーム、高効率給湯器普及促進とともに、地域木材の活用や再生建材の利用促進及び廃棄物の削減など自然環境に配慮した住宅づくりを推進します。

主な担当課：建設課・農林課・総務課・生活環境課・消防本部

関連事業

住宅リフォーム支援事業／森林環境譲与税事業／住宅・建築物安全ストック形成事業

2-2. 協働による住宅ストックの形成と流通促進

推進施策	内容
2-2-1 住宅関連事業者との連携	本市における健全な住宅市場の形成に向け、多様な住宅関連事業者との連携を図ります。
2-2-2 中古住宅の流通の促進	既存住宅流通市場の活性化に向け、空き家バンクの活用や国の補助事業の普及啓発を行い、中古住宅の流通を促進します。

主な担当課：建設課

関連事業

公営住宅等整備事業／住宅リフォーム支援事業／北秋田市空き家バンク制度

2-3. 空家対策の強化

推進施策	内容
2-3-1 空家等の予防※	住宅所有者に対して相談会の実施や利活用も含めた情報提供などを行い空家の発生予防に努めます。
2-3-2 空家等の除却促進※	地域住民の生活環境の保全に資する空家の除却を促進します。
2-3-3 空家等の活用	空き家等既存ストックの有効活用を図るため、市内業者の協力を得ながら、北秋田市空き家バンクへの物件登録を促し、市 HP や全国版空き家バンクで情報を発信します。

主な担当課：建設課・税務課・生活環境課・消防本部

※空家等対策計画に基づく

関連事業

空家対策事業／北秋田市空き家バンク制度／特定空家等解体撤去補助事業

基本目標 3 の施策

基本目標	3	自然のぬくもりと共存する住環境の形成
施策の方向性	3-1 3-2 3-3	暮らしやすさの向上 災害につよい地域づくり 魅力を活かしたまちなみ形成

基本目標 3 では、「自然のぬくもりと共存する住環境の形成」を図り、まちの一体的な利便性向上による住環境の向上と「防災・減災の推進」「脱炭素社会の実現」等の重点課題に取り組みます。

3-1. 暮らしやすさの向上

推進施策	内容
3-1-1 まちなか居住の促進※1	持続可能な都市の形成に向け、公共交通政策と合わせた一体的な都市の機能分担と、住民の利便性向上に資するまちなか居住の促進に取り組みます。
3-1-2 居住ニーズに応じた円滑な 住み替え支援	二地域居住への対応も含め、まちの利便性や個人のライフスタイルに合わせ、希望する地域で希望の住まいが確保しやすいよう、住み替えを支援する取組を進めます。
3-1-3 持続可能な公共交通ネットワークの確保※2	暮らしに不可欠な公共交通ネットワークについて、持続可能な公共交通の確保に努めます。
3-1-4 道路ネットワークの向上	現在のまちづくりに合わせ、現道の維持管理を行うとともに、都市計画道路の事業化を図ります。

主な担当課：建設課・総合政策課

※1 都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づく

※2 北秋田市地域公共交通計画に基づく

関連事業

路線バス再編等に伴う代替交通の検討・導入／フリー乗降区間の拡充／北秋田市民限定企画パス「じょうもんパス」購入費一部助成／秋田内陸縦貫鉄道高校生等通学定期補助金／都市計画事業

3-2. 災害につよい地域づくり

推進施策	内容
3-2-1 災害に備えるまちづくりの推進※	出前講座・訓練等において、防災士や地域のキーパーソンと連携し、市民の防災意識向上に努めます。要支援者の避難体制の整備や自主防災組織の強化を通じ、自助・共助が機能する環境づくりを地域一体で進めます。
3-2-2 防犯まちづくりの推進	LED照明の設置促進や防犯カメラの設置など、安心して暮らせるまちなみの形成に努めるとともに、市民の防犯に対する意識啓発や自治会等のコミュニティ活動を推進します。
3-2-3 冬季を安全に暮らし続けられるまちづくり	市除雪計画に基づき生活道路等の適切な除雪を行います。また高齢者世帯についても福祉の雪事業（一定要件あり）による助成事業の継続や制度の周知を図ります。

主な担当課：総務課・生活環境課・建設課・消防本部・高齢福祉課

※地域防災計画に基づく

関連事業

防災マップ更新事業／地域防災計画改定事業／除雪事業／福祉の雪事業

3-3. 魅力を活かしたまちなみ形成

推進施策	内容
3-3-1 景観に配慮したまちづくりの推進※	良好な住宅地と安心・安全で落ち着いた住環境を保全しつつ、本市の自然や歴史資源が形づくる景観に配慮したまちづくりを推進します。
3-3-2 農山村風景を活かしたまちづくりの推進	農業・農村の維持と資源向上を図るための地域の共同活動の支援に取り組みます。
3-3-3 地場産材の活用推進	市の公共建築物において率先して木材を利用するとともに、木と触れ合う機会の創出や取組に関する情報発信を行い、森林の保全と木材利用の両立に対する市民の理解を促進します。

主な担当課：建設課・農林課

※北秋田市景観計画に基づく

関連事業

都市計画事業／多面的機能支払交付金事業／森林環境譲与税事業

基本目標 4 の施策

基本目標	4	住まいの安心を確保する市営住宅の適正な管理
施策の方向性	4-1 4-2	セーフティネットとしての公営住宅の確保 良質な公営住宅ストックの形成

基本目標 4 では、「住の安心を確保する市営住宅の適正な管理」の実現を目指し、様々なリスクを持った人たちの受け皿としての市営住宅の管理運営により「要配慮者の住宅確保」等の重点課題に取り組めます。

4-1. セーフティネットとしての公営住宅の確保

推進施策	内容
4-1-1 需要に対応した市営住宅の運用	住宅確保要配慮者の状況等や災害など緊急時の利用を踏まえ、需要に対応した市営住宅の適正供給を図るとともに、既存の市営住宅の柔軟な運用に努めます。
4-1-2 要配慮者の優先入居の推進※	ひとり親世帯、高齢者、心身障害者等、市営住宅に入居することが必要な方について、市営住宅への優先的な入居を推進します。
4-1-3 市営住宅への適正入居の推進※	北秋田市営住宅条例に準じ、市営住宅に関する情報を提供し、適正な管理を図ります。その一環として市営住宅入居者のうち収入超過者等に対しては特定公共賃貸住宅への住み替え等適切な指導・助言を行います。

主な担当課：建設課

※北秋田市営住宅条例に基づく

関連事業

公営住宅等整備事業

4-2. 良質な公営住宅ストックの形成

推進施策	内容
4-2-1 将来需要を踏まえた市営住宅の維持管理及びストックの検討※	安全性や居住性に配慮した住宅の維持管理を行うとともに、今後の需要等を踏まえ、建替えや既存住宅への住み替えを含む市全体のストック形成について方向性を検討します。
4-2-2 市営住宅のバリアフリー化の推進	住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅において、ユニバーサルデザイン化及び段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化に配慮した整備を行います。
4-2-3 災害リスクのある市営住宅への対応検討	災害リスクのある市営住宅について、災害リスクを低減する安全対策を講じた住宅の建替えを行います。

主な担当課：建設課

※公営住宅等長寿命化計画で詳細を検討

関連事業

公営住宅等整備事業

第 6 章 計画実現に向けて

1. 実行計画の策定・推進

本計画の推進に際し、施策は、まちづくり、福祉、防災、環境、エネルギーなど多岐にわたります。本計画の基本理念の実現に向け、公営住宅等長寿命化計画や空家等対策計画など個別の実行計画等の着実な推進をめざします。

2. 庁内推進体制の構築

本計画の推進に際し、住宅政策に関連するまちづくり、福祉、環境、産業などの庁内各部署と相互に連携し、各施策の総合的かつ計画的に展開することをめざします。

3. 行政と市民・民間事業者との連携

本計画の推進に際し、行政による施策の実施だけではなく、市民や民間事業者、各種団体等と協力することが不可欠です。市民への情報提供や民間事業者・各種団体等が実施する住生活の充実に資する活動への支援に努め、協働による計画の推進をめざします。

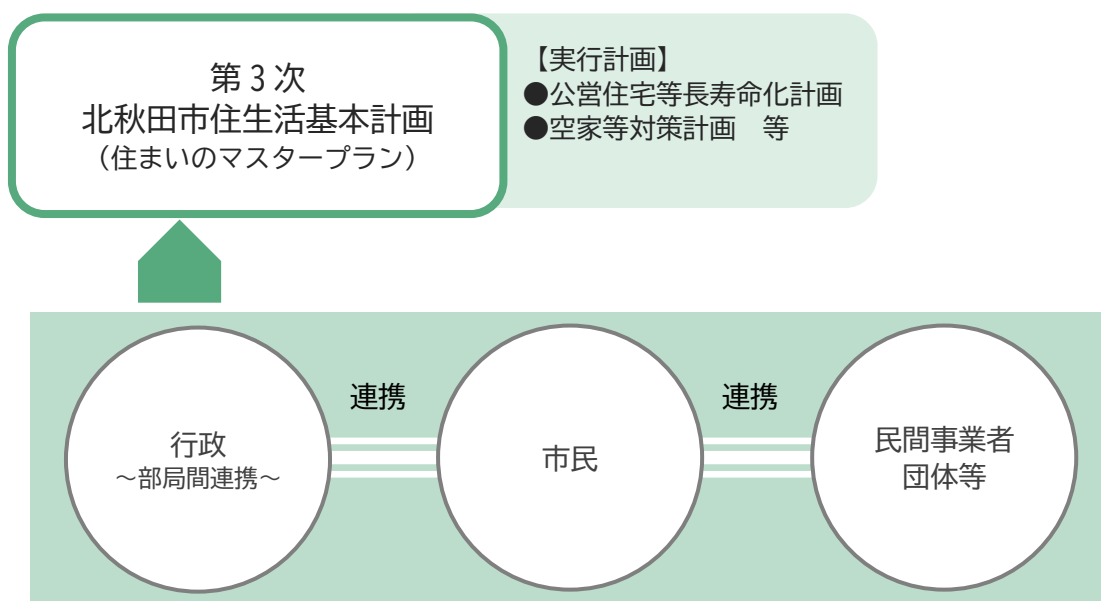


図 計画実現に向けて

用語集

住宅ストック	「住宅ストック」とは、ある時点で国内に存在する全ての住宅の総数を指します。新築・中古、使用中・空き家を問わず、建物として存在している住宅全てが含まれます。
セーフティネット	「セーフティネット (safety net)」とは、経済的・社会的なリスク（失業、倒産、災害、貧困など）が発生した際に、個人や企業を保護し、最低限の生活や事業の安定を支えるための仕組みや制度の総称です。住宅分野では「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律」等による仕組みで、住生活の安定を支えます。
マスタープラン	「マスタープラン (Master Plan)」とは、他の計画の上位に位置づけられる総合的な計画のことです。総合的かつ基本的な計画・構想を示し、他の関連する個別計画や事業計画はマスタープランの方針を踏まえて策定します。
カーボンニュートラル	「カーボンニュートラル (carbon neutrality)」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。均衡させるとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を正味ゼロ（±0）にすることを意味しています。
災害リスク	「リスク」とは何らかの被害に遭う可能性の度合いを表す言葉です。「災害リスク」とは、地震、洪水、土砂災害などの自然災害や事故が起きた際に、人命、財産、事業活動が被る損害の可能性や不確実性のことです。
省エネルギー設備	「省エネルギー」とは、石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。住宅分野における「省エネルギー設備」とは主に断熱、日射遮蔽、気密の3つの視点からエネルギー効率の向上に資する設備を指します。
空き家バンク制度	「空き家バンク制度」とは、全国の市区町村が提供する、空き家または空き地のマッチングシステムです。市区町村の空き家担当部署が窓口となり、空き家または空き地を売りたい・貸したい人と、それらを買いたい・借りたい人をつなぎます。「全国版空き家・空き地バンク」は、自治体を横断して検索できるシステムであり、公募により選定された民間事業者が運営しています。
多面的機能支払交付金	「多面的機能支払交付金」は、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」の大きく2つの交付金から構成され、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援しています。

特定公共賃貸住宅	「特定公共賃貸住宅」とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得世帯で住宅に困っている方のための公的な賃貸住宅です。
ユニバーサルデザイン	「ユニバーサルデザイン (universal design)」とは、文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いに関わらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことです。
森林環境譲与税事業	「森林環境譲与税事業」とは、「森林環境税」を原資に、国が全自治体に配分するお金です。森林の維持・間伐、木材の活用、林業の担い手育成に使われ、災害防止や温暖化対策として地域で活用されます。

策定スケジュール

令和7年11月	第1回策定委員会（書面開催）
令和8年1月28日	第2回策定委員会
令和8年3月10日	第3回策定委員会

策定委員会 名簿

	役職	氏名	備考
1	建設部長	長岐 孝生	委員長
2	総務部長	三沢 聡	副委員長
3	財務部長	西根 弘樹	
4	市民生活部長	佐藤 義隆	
5	健康福祉部長	鈴木 雅昭	
6	産業部長	小松 武志	
7	観光文化スポーツ部長	益子 和秀	
8	会計管理者	小塚 重光	
9	教育次長	金澤 誠	
10	消防長	松橋 雅徳	
11	議会事務局長	金 英則	

第3次北秋田市住生活基本計画

発行年：令和8（2026）年3月

発行者：北秋田市

編集：北秋田市建設部建設課都市計画住宅係

〒018-4392 秋田県北秋田市米内沢字七曲23

電話番号：0186-72-5246／FAX：0186-72-4747

E-mail: toshi@city.kitaakita.akita.jp